

第百九十三回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第十 三 号

平成二十九年四月十二日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事 井上 信治君 理事 土井 亨君

理事 藤丸 敏君 理事 宮下 一郎君

理事 山田 賢司君 理事 木内 孝胤君

理事 伴野 豊君 理事 上田 勇君

理事 池田 道孝君 理事 石崎 徹君

理事 大岡 敏孝君 理事 大野敬太郎君

理事 大見 正君 理事 鬼木 誠君

勝保 孝明君 理事 神田 憲次君

齋藤 洋明君 坂井 学君

助田 重義君 鈴木 隼人君

竹本 直一君 津島 淳君

中山 展宏君 福田 達夫君

宗清 皇一君 村井 英樹君

山田 美樹君 今井 雅人君

近藤 洋介君 古川 元久君

古本伸一郎君 前原 誠司君

鷺尾英一郎君 伊藤 渉君

濱地 雅一君 宮本 岳志君

宮本 徹君 丸山 穂高君

小泉 龍司君

政府参考人 遠藤 俊英君
(金融庁監督局長)

政府参考人 佐々木清隆君
(金融庁証券取引等監視委員会事務局長)

政府参考人 金子 修君
(法務省大臣官房審議官)

政府参考人 加藤 俊治君
(法務省大臣官房審議官)

政府参考人 飯島 俊郎君
(法務省大臣官房審議官)

政府参考人 星野 次彦君
(外務省大臣官房参事官)

政府参考人 佐川 宣寿君
(財務省主税局長)

政府参考人 村田 善則君
(財務省理財局長)

政府参考人 学部長
(文部科学省高等教育局私学部長)

参考人 黒田 東彦君
(日本銀行総裁)

財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君

委員の異動
四月十二日
津島 淳君 補欠選任
今井 雅人君 近藤 洋介君

同日
池田 道孝君 補欠選任
近藤 洋介君 今井 雅人君

四月十一日
金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
金融商品取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)
財政及び金融に関する件

御法川委員長 これより会議を開きます。
財政及び金融に関する件について調査を進めま

この際、お諮りいたします。
兩件調査のため、本日、参考人として日本銀行
総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取するこ
ととし、また、政府参考人として内閣官房内閣審
議官土生栄二君、金融庁総務企画局長池田唯一
君、監督局長遠藤俊英君、証券取引等監視委員会
事務局長佐々木清隆君、法務省大臣官房審議官金
子修君、大臣官房審議官加藤俊治君、外務省大臣
官房参事官飯島俊郎君、財務省主税局長星野次彦
君、理財局長佐川宣寿君、文部科学省高等教育局
私学部長村田善則君の出席を求め、説明を聴取い
たし、と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
御法川委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、そのように決しました。

御法川委員長 質疑の申し出がありますので、
順次これを許します。鷺尾英一郎君。

きょうは、早速質問に入らせていただこうと思
いますが、地銀再編の話と、あとそれから、昨日
決算発表がありました東芝の件につきまして質問
をさせていただきますというふうに思っております。
まず、地銀再編の方から入りたいというふうに

思っているんですけども、私の地元の新潟でも、
第四銀行と北越銀行という、地銀の、県内では
両雄が経営統合する、こういう報道発表がござ
いまして、これは、いろいろな背景があるうかと
いうふうに思っていますけれども、これまで、例え
ば、第四銀行さんに断られて北越さんに行くとか、
北越さんではなくて今度は第四さんとか、相互に
地域の金融を補完し合っていた関係の二大地銀が
統合するという話になっております。

この背景にある動きを、いろいろ考えられると
思うんですけども、麻生大臣に、この背景につ
きましてひとつお聞かせをいただきたいというふ
うに思うのですが。

○麻生国務大臣 これは鷺尾先生、新潟以外で
も、例えば九州で長崎県における銀行と福岡県
の銀行の統合というのが、これはたしか公正取引
委員会が今審議がなされていると思うんですが、
これは、地域によってすごい事情があるんだと思
いますが、やはり、人口減少が起きております今
の状況の中において、いわゆる地域銀行において、
対象人口、対象企業の減少に伴って、経営を統合
することによって経営規模の拡大を狙うところも
ありますでしょう。

いろいろ違うんだと思いますので、これは、あ
くまでも地域における銀行の経営の自主判断に負
うところが大きいんだと思いますが、地銀の姿とい
うようなものを考えた場合に、これは当局が、我
々がこうするべきだとかいうような話じゃなく
て、その地域によつて要求されている内容も多い
と思いますし、今のように入企業がある程度、こ
の三十年間、二十年間の間、自己資金というのを
こそ蓄えてきた企業とそうじゃない企業、また、
今、波に乗っている企業もありますし、いろ
いろあるんだと思います。

食器の町だった新潟のあの辺が、えらい勢い

○麻生国務大臣　これは鷲尾先生、何とも言えませんが、今、日本で、四十七都道府県にあります

ただこれまでにいろいろな意味で補充関係があったものが一つになつていくというと、地域の金融ということになると、企業の側から見ても、いろいろな資金調達先があるから、ここでだめだったらここ、それでだめだったらここ、いろいろな提案をしながら企業さんも資金調達をできたということもあるんでしょうが、それが、どんどんどんどん統合していくことによって、地域金融に少なからぬ影響を与えてしまふんじゃないか、こう

○黒田参考人 確かにこのところ、地域銀行の間で経営統合を図る事例がふえてきているということはそのとおりでありまして、その背景にはさまざまな事情があると考えられますけれども、一般的には、人口減少などの構造的な下押し圧力に加えて、長引く低金利環境のもとでの貸し出し利ざ

しますので、一言コメントをいただきたいと思います。

○黒田参考人 確かに、経済理論的には、各国の金利水準あるいはその方向性といったものが為替相場に影響を与えるということはそのとおりでありますけれども、もつとも、現実の為替相場は、

やはり、金利だけではなくてその他のさまざまな要因によって変動するものでありますので、先行きの為替相場について具体的にコメントするということは適切でないと思いますし、差し控えたいと思います。

なお、日本銀行の金融政策は、あくまでも二%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために進んでいるものでありまして、為替相場を目的としたものではないということは繰り返し申し上げておきます。

○鷺尾委員 そうすると、実質実効為替レートの今の水準を考えると、物価目標達成について、今の水準からいって物価目標の達成というのが、今の水準がどう推移するかによって物価目標に対して与える影響があると思いますので、それが例えば早まるか前倒しになるよとか、あるいは少し後ろ倒しになるんじゃないかと、そこら辺のコメントをいただきたいと思うんですけれども。

○黒田参考人 確かに、為替レートが円安になった場合には消費者物価を引き上げる方向に働き、円高になった場合には引き下げる方向に働くということは、これは事実でありますけれども、私どもの展望レポートにおいて、物価安定目標二%に向けて今後どのように進んでいくかという予想に關しましては、為替レートが現在の水準から特に円高になるとか円安になるとか、特定の方向を前提にしております。

そうしたもとで、需給ギャップが改善し、エネルギー価格の下落による下押し圧力がなくなっていくと、予想物価上昇率も徐々に上昇していくというもとで、二%の物価安定目標が達成されるというふうな見通しでございます。

ただ、委員が言われましたように、さらに円安になれば物価安定目標の達成がより早くなるという可能性があることは事実であります。

○鷺尾委員 それでは、残り時間は東芝の問題に移りたいというふうに思います。

第三・四半期の連結財務諸表に對しまして、結論不表明という形で決算発表がなされたわけであ

ります。これは極めて異例だというふうに思いますが、これも、このことが資本市場に与える影響につきましまして、金融庁から話を聞きたいと思

○麻生国務大臣 企業の決算に当たって、監査法人というものが表明される監査報告の一つの形として、監査法人が監査意見というものを表明するという基礎が得られなかった場合に、意見不表明ということとは、これは制度上認められておりますのは御存じのとおりなんです、資本市場への影響ということについては、意見が不表明に至った経緯、いきさつ等々その理由、それから、さらに踏まえて、それを受けて、個々の投資家の投資するに当たっての判断とか、またマーケットの受けとめ方とかいうものがいろいろあるんだと思

いはずれにしても、企業と監査法人において、意見の不表明に至った経緯、理由については、これは投資家に対してしかるべき説明責任というものを果たすようにしっかりと対応してもらおうということとは大事な事なんじゃないでしょうかね。これはそう思います。

○鷺尾委員 今回、記者発表を見ますと、監査委員会が内部統制の有効性については問題がない、こう評価しております、一方で、監査人の方は、これは有効だという証拠は得られない、ここが分かれてるわけですね。そのことによって、監査意見不表明という形になってるわけなんです。内部統制の有効性を上場企業で評価しないと監査はもろんできないんです、監査委員会の結論と独立監査人の結論が分かれてるわけですよ、今回。これは注視していかなくちゃいけないと思うんですけれども、いかが考えでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、監査を行っていく上で、その前提となる内部統制が有効であるということ

性評価というものが非常に重要になるということも御指摘のとおりだと思います。その点について、監査委員会と会計監査人の間で意見相違があるということについてどうかということかと思っております。まず、個別具体的なケースについてコメントするものを持ち合わせているものではございません。今大臣の方から答弁がございましたように、まさにそうしたところの見解が分かれてるんだとすれば、そういった点も含めて、企業、監査法人においては、投資家等へ適切に説明をしていただくということが重要になるといふふうに考えているところでござい

○鷺尾委員 大臣、これは、監査委員会がしっかりと機能しているかどうかという一つの面があると思うんです。前からありますよね、企業のガバナンスの問題で、監査役ってどうなのと、それで監査委員会となったわけです。今回、監査委員会と独立監査人で意見が違っているわけですから、そういう企業のガバナンスという面でもしっかりと注目して見ていただかなきゃいけない。

もう一つありまして、監査人の側も、実は、第一・四半期、第二・四半期と適正意見を出しているわけですね。第三・四半期になってから、意見不表明といきなり言っているわけなんです。それはでも、普通は、監査計画に基づいて、内部統制に依拠する、内部統制の有効性をしっかりと評価した上で監査計画を立てて、第一・四半期、第二・四半期、第三・四半期、そして年度決算となるわけですよ。そうすると、監査人の側の監査計画あるいは内部統制の有効性の評価も、しっかりとこれは金融庁としては見なきゃいけない。

両方あると思うんです。企業のガバナンスを見なきゃいけないし、監査人の監査計画についてもしっかりと金融庁は注目して見ていかなくちゃいけないというふうに思うので、最後、そこをコメントしたいので、質問を終わりたいと思います。

○麻生国務大臣 これは、そこが一番、個別の企業の名前を言うのはいかがなものかと思

が、一つの企業の、買収、不買収、いろいろなことがあり、海外の会社だったこともこれであり、その評価が分かれたという話になっていきますけれども、本当のところの内容を私ども詳しく知っているわけではございません。ありませんけれども、そういった状況の中なんです、今言われましたように、第一、第二、第三と内容がそんなに違ったのかよという、何かそこところも正直我々の方から見てよくわからぬわけですから、そういった意味では、きちんとした監視というか、よく見とかないかぬというのは、我々もそう思います。

○鷺尾委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、近藤洋介君。

○近藤洋介委員 民進党の近藤洋介です。財務金融委員会、久しぶりに質問の機会をいただきました。委員長、理事の皆様へ感謝を申し上げます。

私は、きょうの一般質疑、東芝の問題に絞って、麻生金融担当大臣及び関係部署に伺ってきたい、このように思います。

けさの朝刊各紙、一面トップ記事は、やはり東芝のこの問題一色であります。私も東芝という会社には思い入れがありまして、私の地元山形県は、それほど今は東芝の工場はないのですけれども、それでも、かつては東芝の城下町だったという市が、長井市というところでありまして、ございまして、個人的な話で恐縮ですが、私の妹も、かつては東芝の半導体の技術者でございました。リーディングイノベーションという今の東芝のキャッチコピーであります、まさに日本の産業を引っ張ってきた会社であります。その天下の東芝が、先ほど同僚の鷺尾議員もおっしゃいましたが、適正な監査法人の意見が得られず、監査法人の意見不表明という異例の形で昨日の決算発表となりました。これが果たして決算発表という代物なのかという意見すら私は思うのでありますが、彼らの言うところの決算発表

を行いました。しかも、債務超過という状況であります。

日本を代表する企業がこのような事態に陥ったこと、しかも、監査法人意見不表明の決算をされている上場企業が最近どういふケースがあるかといへば、例えば、二〇〇五年のライブドアであったり、二〇一五年のスカイマーク、これはエアラインですね、これは会社更生法適用であります。ライブドアの末路も、麻生大臣御存じのとおりであります。等々、このような事態に陥っている会社は、その後どのようなことかは言うまでもないわけですが、いずれにいたしましても、日本を代表する企業がこのような事態となったことに對する、金融担当大臣、重要経済閣僚としてどのように受けとめられているか、まずお伺いしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 今回の東芝の第三・四半期の監査報告のことに關してですけれども、これは、添付をされました監査法人の報告の内容が意見不表明ということになったというのはよく承知をしておりますが、この不表明というのは、基本的には、監査法人が監査意見を表明するための基礎が得られなかったということになるんだと思ひますね、その理由はいろいろあるんだと思ひますけれども、だから出すということなんであって、問題はその不表明になった理由です、その理由がよくわからぬところで。

したがって、これは、株を持っている人とか投資をしている人たちにとりましては、何だこの内容はと。何となくうつすら、よくウェスチングハウスなんていう出ますけれども、それが全てで、理由はよくわからぬというのが一番の問題なので、そこがところがつかり、説明を果たすというところに対応してもらわぬと、市場も混乱するという別のものが出てきますし、何となく怪しげな、日本の監査というのはいいかげんなんじゃないかとか、逆に、東芝というのはおかしかつたんじゃないのと、いろいろな臆測で事が動き始めると、あらぬ方向に事が混乱をしかねぬというところ

ころは避けなにかぬところが一番肝心なところだと思つております。

○近藤(洋)委員 大臣おっしゃっていたように、そうなんですよ、市場が混乱するからなんです。

上場企業は、市場からお金を調達するわけでありま。東芝という大きな会社、例えばそれは株式市場だけじゃなくて、債券市場からお金を調達するわけでありま。私の記憶が正しければ、過去五年間、東芝は債券市場から三千億円規模の資金を調達しているわけですね。この東芝という会社の財務内容が適正でなければ、この三千億円の資金調達というのは詐欺だった、これは一種の投資詐欺になるわけですね。ですから、これはいかげんものかということになると思ひますね。株主の立場から見れば、東芝の株主は四十万人いるわけですね、この四十万人の方々に對する、これは見方を変えれば詐欺に当たるから、どうなんだということになりかねないわけでありま。

したがって、私は、この問題は、日本の株式市場の信頼が根底から揺るぎかねない、それだけ大きな会社の問題だと思ひますが、大臣、重ねていかがですか。

○麻生国務大臣 これはいろいろ意見、意見というか説というか、いろいろな御意見が出てくるんだと思ひますけれども、昨日ですか、四月の十一日の日に提出をされたこの第三・四半期の報告書の内容だけじゃなくて、東芝における平成二十四年の三月期及び平成二十五年度の三月期の会計処理に關するものもおかしかったんじゃないかというものだと考えますけれども、これについては、これは、証券取引等監視委員会が厳正な調査というのをやつて、その勧告に基づいて、当時、金融庁としては、法令に照らして虚偽記載だということの認定をさせていただいて、平成二十七年十二月にたしか課徴金を課したということだったと思つておるんですが、その課徴金の金額につきましては、その当時の東芝の社債の、おっしゃいました社債の発行額を踏まえて、ルールにのっとつ

て七十四億円というのにさせていただいたというのだと思つております。

こうした対応に關して、これは法律の運用に關して問題があると今考えておるわけではありま。ん、このことに關しては。また、その当時の事件ですけれども、当時の経営者のモラルが欠如したんじゃないのかということが大きな原因の一つであると考えられることから、日本市場全体の信頼性に結びつけるということは、必ずしも、あの件だけを言えは適切ではないかと考えております。

いずれにしても、今言われましたように、株に限らず、社債の発行を含めて、こういったものに關しましては、投資家の信頼を維持するというのが極めて大事なことであつて、今後とも、引き続き、企業の財務諸表等々の内容につきましては、適正な開示をするということの確保というものが極めて大事なものであると思つておりますので、その確保に努めてまいらなにかぬところだと思つております。

○近藤(洋)委員 今、麻生大臣御答弁いただいたように、過去の東芝の問題については、確かに金融当局が課徴金をかけられた、そのとおりであります。その判断はその判断だった、こう思ひわけでありま。

しかし、そういうことを経ても、さらに今回、決算そのもので監査法人と意見が最後まで対立をして、結局、決算そのものの、土台のことについて、自分の会社の土台そのものについて監査法人と意見が対立をした結果、適正意見が得られず、きのうの事態に至つた。

要するに、わかりやすく言えば、学校で宿題を提出したけれども、学校の先生からこれは宿題の解答と認められないといつて、認められないけれども、とにかく、東芝は出しました、こういうふうに言つた。課題の基準をクリアしていないと学校の先生は、監査法人という先生は認めなかつたけれども、適正だと認めなかつたけれども、とりあえず出した、今こういう状況に陥っているわけでありま。

さて、ここで金融庁の参考人に伺ひます。監査法人の適正意見のない発表は、東京証券取引所の基準の決算発表とは認められないと私は思ひますが、東京証券取引所からはどのようなに聞いておりますか、お答えください。

○池田政府参考人 先ほど来でございますように、昨日提出されました東芝の四半期報告書に添付されました監査法人の監査報告は、意見不表明という形でございました。この意見不表明というのは、監査法人が監査意見を表明する基礎が得られなかつた場合に出される監査報告の一類型ではあるということでありまして、そうしたことから、四半期報告書に添付されて提出されたということでございます。

東証におきましても、昨日、四半期報告書と同様の内容の決算発表が、四半期決算短信という形で公表されており、それを東証は公表書類として取り扱つているというふうに承知をしております。

○近藤(洋)委員 局長、私は余り頭がよくないので、どういう答弁か余りよく理解できなかつたんですが、では、もうちょっとわかりやすく聞きたいと思ひます。

ポイントは、上場基準なんです。東京証券取引所が認めている株式上場基準。

私は、本当に東芝という会社が好きなんです、大事な会社だと思つていま。ただ、守らなければいけないのは、東芝という会社の技術と雇用だと私は思つていま。この技術と雇用を守るために、しかしながら、間違つた決算を、決算発表を二度延期して、しかもこのような状況にある東芝。

私は、これまでの東芝の決算というのは粉飾に当たると考へます。不適切な会計という、何かわけのわからない言葉で東芝の経営陣の方々は記者発表されていますが、これは紛れもない粉飾だ、こう思ひますが、粉飾試算をされている東芝だと私は受けとめるわけでありま。いずれにしろ、決算を二度延期してこのような事態にある東

芝は、上場企業としては私はやはり異常な状態だ
と思うんですね。

東京証券取引所の上場基準、すなわち、委員長
のお許しを得て、東証の上場規則の抜粋を書かせ
ていただいておりますが、こちらには、債務超過
が続いていること、すなわち二期連続で債務超過
状態にあること、東芝は既に、東芝自身が認めて
いる、現時点で債務超過ですから、来年三月末で
も債務超過が続けば、上場は廃止されるわけであ
りますけれども。

その次の十一番、「虚偽記載又は不適正意見等」
というところ、ここにも上場を廃止しなければな
らないということが書かれておりますけれども、
このいわゆる虚偽記載、不適切意見等に今回の
事態というのは当たるといふように、上場基準に
抵触する、すなわち、東京証券取引所は、東芝の
今回の事態を受けて、上場基準に抵触するので、
今後、上場に当たるかどうか審査に入るといふ認
識でよろしいんでしょうか。お答えいただけます
か。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

東京証券取引所の規則では、監査法人の監査報
告が意見不表明となりました場合は、上場会社が
有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合ですと
か、あるいは監査法人の監査報告が不適正意見
だったという場合と同様、直ちに上場廃止としな
ければ市場の秩序を維持することが困難であるこ
とが明らかな場合には上場廃止とする、一方、そ
れ以外の場合で、内部管理体制等について改善の
必要性が高い場合には特設注意市場銘柄に指定で
きるとされておまして、したがって、直ちに
上場廃止としなければ市場の秩序を維持するこ
とが困難であることが明らかであるという場合を
除きまして、特設注意市場銘柄への指定という取
り扱いになるのが一般かと理解をしております。
その場合、特設注意銘柄に指定されました場合
には、内部管理体制の改善の状況をフォローして
いくということになりますが、東芝につきまして
は、以前の虚偽記載の問題に端を発しまして、既

に特設注意市場銘柄に指定を行われておりますの
で、その中で、現在、東京証券取引所においては
内部管理体制の改善状況等についての審査を行っ
ていると理解をしております。その審査の中で、
今回の意見不表明となったことについての取り扱
いについてもあわせて審査が行われるというふう
に理解をしております。

○近藤(洋)委員 委員長、本来、きょう私は東京
証券取引所の方に来てもらいたかったんですね。
やはりこれは、本来は、東証の行うことですか
ら、東証がお答えすべき、聞かなければいけない
話だと思っております。私は、何もいたずらに東芝を
批判しようというつもりはありません。ただ、事
ここに至って、一つの結論というか、結果が出た
この時点でありまして、この事態を踏まえて東
証がどうすべきかということを開きたいというこ
とでありましたが、残念ながら、一般質疑では東
証は出られない、こういうことだったので、その
かわりに金融庁に、東証に現状をしっかりと聞い
て、局長に出てきてもらって答えてもらいたい、
こういうことできょう御答弁をいただいております。

ですから、池田局長、重ねてもう一回聞きま
す。東証は、今回の事態を受けて、相当深刻に、
この東芝の上場問題について真剣に審査をするこ
という状況になっているのかどうかということを開
きたいんです。昨日までは状況が全く違うとい
うことの認識を東証は持っているのか、そういう
形になっているのか、少なくとも、東証はどうい
う状況なのか、お答えいただけますか。

○池田政府参考人 東京証券取引所におきまして
は、一般に、意見不表明となりました場合には、
それにまつわる事実関係を十分に確認、評価して
いくということになるというところでございます。
そして、そういう中で、内部管理体制などにつ
いて審査を行い、その状態が正常なものになって
いくのか、そこをしっかりと確認するというのが
取引所の取り扱いであって、今回の問題について
も、十分問題意識を持って東証は対応するものと

いうふうに聞いております。

○近藤(洋)委員 一説には、こういった審査は数
カ月かかるというふうに言われているんですが、
しかし、もう事態はここに至って、この問題は、
もうかれこれ二年程度続いているんですね。少な
くとも、この一年間はずっと続いているわけ
で、内部管理体制の問題が、これ以上この状況を
放置するというのは、まさに、東芝の株主のみな
らず、東京市場に対しての信頼の問題でもある、
このように思うのですが、こういった状況で、東
証がこれ以上審査に時間をかけるということも、
私は、それは金融行政上も問題だと思いますが、
いかがですか。いつまでに審査の結論を出すん
ですか。

○池田政府参考人 お答えを申し上げます。

上場の取り扱いにつきましては、御指摘ではあ
りますが、基本的には取引所が判断することであ
るということは、それが原則になると考えており
ます。

その上で、御指摘のように、重要な問題につ
いての取引所の上場審査等の取り扱いが、我が国市
場の信頼という意味で大変大きい意味を持つとい
うことは、我々も御指摘のとおりだと考えており
ます。

ただ、やはり、審査は、中身をしっかりと審査す
るということ、それと、時間というものは必ずしも
同じ方向を向いているとは限らない、最終的には
そこは、もちろんタイムリーな判断が求められる
んだらうと思いますが、一方で、十分な確認審査
も必要であるということですから、最終的
には取引所が判断されることであって、我々が何
か期限を切るということは適切であるとは考えて
おりません。

○近藤(洋)委員 私は、これは監督官庁としては
非常に問題だ、こう思いますね。きのうきょう始
まった問題じゃないんですね。これは、事日本市
場の信頼の問題だ、私はこのように思うんです
ね。
ちょっと伺いたいことがあるんですが、ちよっ

と問題を飛ばして、きょうは法務省に来ていた
いています。

世間を騒がした金融関連の事件でいうと、ライ
ブドア事件というのがあってあります。ライ
ブドア、堀江貴文氏が社長であった元ライブドア
でありまして、元ライブドアの堀江貴文氏は、二
年六カ月の実刑判決を受け、会社は上場廃止に
なっているわけでありまして。当時の東証の、上
場廃止になった際の社長は、元東芝の西室氏であ
りましたが、社長でありましたが、皮肉な話であ
りますが、罪状及び判決について、どのような罪に
問われたのか、そしてその結果、有罪を受けたの
か、法務省、簡潔にお答えいただけますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

お尋ねの事件につきましては、平成十九年三月
に、東京地方裁判所において、証券取引法違反の
罪により、懲役二年六月に処する旨の有罪判決が
言い渡され、その後、平成二十年七月に、東京高
等裁判所において被告人側の控訴が棄却され、平
成二十三年四月、最高裁判所において被告人側の
上告を棄却する旨の各裁判があったものと承知を
しております。

事実の概要につきましては、いずれも証券取引
法違反に係ります二つの事実で有罪の判決がなさ
れておまして、その一つ目は、いわゆる風説の
流布等の罪と言われるものでございます。具体的
に申し上げますか。

その内容は、被告人らは、共謀の上、仮にA社
と申しますと……(近藤(洋)委員)それはもういい
です。結構です」と呼ぶ内容はよろしいですか。
(近藤(洋)委員)内容はいいです。風説の流布とも
う一個「と」呼ぶのはいい。

もう一つの罪は、さらに、証券取引法違反の虚
偽の有価証券報告書の提出の罪と言われるもので
ございます。

以上でございます。

○近藤(洋)委員 そうなんです。堀江貴文氏
は、風説の流布と証券取引法違反、要するに有価
証券報告書への虚偽記載によって、刑事事件で有

罪判決を受けているんですね。そういうことなんです。これで有罪判決を受けているんですね。

そこで、証券等監視委員会にまずお伺いしたいんですけども、ライブドア事件では、この有価証券報告書への虚偽記載で、証券取引法、証取法の違反で有罪判決になった。この粉飾額は五十億円であります。今回の東芝の不適切な会計は二十億円を超えております。これを粉飾と言わずして何と言うのか、私は全くもってわからない。プレッシャーによって数字が間違つたというわけでありましても、それは理屈は何とでも立てられるわけで、投資家から見れば粉飾であります。これが粉飾と呼ばれずに現在まで至っているというのは、極めて不透明であり、法律の運用として、投資家保護の観点からも、さらには日本市場の信頼性からも非常に問題だと考えますが、証券等監視委員会はなぜこの問題を刑事告発しないのか、理解不能なのですが、お答えいただけますか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。
今お尋ねの件は、個別の会社に関する事柄でございますまして、コメントは差し控えたいと存じます。

いずれにいたしましても、一般論として申し上げますと、証券取引等監視委員会は、提出された開示書類に金融商品取引法上の法令違反に該当する事実が疑われる場合には適切に対応することとすると考えております。

○近藤洋委員 客観的に見て、どこをどう見ても、これが事件化できないという理屈が投資家から見てもわからない。五十億円の粉飾決算が刑事事件になって、これだけ、二十億円の虚偽記載が、粉飾が、なぜこのままの状態で放置されているのか。しかも、会計監査法人が意見ができない状況にまで決算が追い込まれているんです。この時点をもつても、証券等監視委員会が何もできないというのは、一体、証券等監視委員会は何をされているのか、こう思うんですね。これは、事務局長ののりを越えている部分なのかもしれません。

が、これは一体どういうことなのか。

麻生大臣、これはもう、最後、時間なので。まさか東芝という大きな会社だから、ツービッド・ツーフールというところが、これはかつて金融行政において、大き過ぎて手を出せないということが、潰せないというのが、ある意味理屈として通っていた時代がかつて金融行政でありました。大き過ぎて潰せない、影響が大き過ぎて。しかし、今はもはや時代は完全に違うわけでありまします。だとすると、まさか、そんなこということも、これは私は考えたくないわけでありまします。必要なのは、大臣、市場の透明性なんだろうと思ひます。

改めて、透明性が重要だということをきちっと表明していただきたいと思ひますし、東芝の証券等監視委員会の判断は、これはある意味で、政治とも独立をされている部分もあるでしょうから、判断を委ねるということだと思ひますが、金融担当大臣として、マーケットを預かる大臣として、また経済閣僚として、改めて、透明性を最重視するんだという表明を行っていただきたい。

なぜ東芝が刑事事件として扱われないのか、私は、経済に多少かわつてきた政治家として不思議でならないのですが、その疑問にもお答えいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 近藤先生、透明性の確保については、これはもう言うまでもありませんので、改めて申し上げることもなく、これまで、コーポレートガバナンスやスチュワードシップ・コードなど、透明性確保をより向上させるためにこの数年間やつてきたいろいろな方法は全てそのためであります。

その上で申し上げれば、御存じのように、証券取引等監視委員会というものが、これはいわゆる独立して職権を行使することができるといふ形のものでありますので、金融担当大臣としては委員会が行う個別の調査についてコメントということとはなかなかできないというの、ルールでそうなっておりますから、御存じのとおりなんですが、加

えて、刑事罰の適用の話は、司法上の取り扱いについてこれまた金融担当の大臣としてコメントすることは適当でないと考えておりますが、いづれにいたしましても、透明性の確保、これは優先順位の第一に挙げられるべきものだと思つております。

○近藤洋委員 透明性の確保が第一だと大臣に御答弁いただきました。

だとするならば、今の東芝の不適切な会計の状態、しかも、この状況で何も司法当局も動かない。しかも、監査法人も、経営陣は情報を開示しないからこそ対立が続いて、意見が付されない状態、その状態で上場企業として今残っている。しかも、東証としては、いつまでこれが上場基準をするか、お尻もわからない。非常に不安定な状態だと思ふんですね。この不安定な状態で続いている日本市場というのは一体どういうマーケットなんだと、世界から見てもどう目で見られるのか、私は非常に不安ですね。

一番心配なのは、まさにそういう状況下に置かれている社員だろうと私は思ふんです。こういう状況下で、きちんと道筋が立たないから、逆に東芝の技術なり社員なりがどんどん今まに解体をされようとしているわけでありまします。さまざまな形で、この不安定な状況が続くがゆえに、東芝という日本にとって宝のような会社が今解体の危機に瀕しているんだと、大臣、あえて申し上げます。

何もしないというのは、逆にこれは不作為の罪になるのではないかとこのことを申し上げて、この問題は、きょう実は午後は経済産業委員会、東芝問題がございまして、午後は経済産業委員会、質問に立ちますが、引き続き取り上げさせていただくことをお約束して、時間ですので終わります。

○御法川委員長 次に、木内孝胤君。
○木内孝委員 民進党、木内孝胤でございます。中東シリアの情勢が不安定化しております。加

えまして、北朝鮮、朝鮮半島情勢も非常に不安定化していると思ひます。昨日、外務省が注意を促すスポット情報というのを公表しております。これは韓国への渡航者あるいは渡航予定者に対する渡航自粛とまでは言っておりませんが、現在の緊張状態を示している状況ではないかと思ひます。

過去を振り返りましても、イラク戦争のとき、あるいはナイン・イレブンのとき、さまざまな状況のときに、経済あるいは市場にも波及して、いろいろな意味で危機対応ということの準備が求められていると思ひます。

どういう形で不安定になるか、まだ予測不能でございますけれども、あらゆる危機対応ということで、日ごろから市場を守るメカニズムというのはでき上がっているとは承知しておりますが、やはり国民からも、北朝鮮が非常に不安定になっている、日本に対する影響はと。それは安全保障面からはもちろんですけれども、財務金融委員会として、経済面の方からの危機対応について、どのようなリスクがあるとお考えなのか。そのリスクの種類が、流動性リスクとかいろいろなリスクがございましてけれども、そのリスクに対してどのように対応をしようとしているのか。

ちよつと予測不能な中で質問にはなりますけれども、リスクと危機管理についてお伺いしたいと思ひます。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 シリアと北朝鮮は地理的に少し状況が違ふなと思ひます。

いわゆるアメリカによるシリアの空爆という話は、これは北朝鮮で起きないという保証は全くありませんので、そういった意味では、私も前から見まして、これは世界経済に与えますリスクとか、国際金融市場とかそういうもの、いろいろなリスクが起きるかということ、いろいろなことが考えられるんだと思ひます。

最近起きた戦争というふうな話ではなくて、リーマン・ブラザーズのパンククラブシー、破産が

起きましたときには、あのころ、どんなことが起きるであろうかという予測とは全く違いまして、市場から全くキャッシュがなくなったんです。現金がなくなつて、全くマーケットが動かなくなる。一日の金利、一日です、一日の金利が七%とか八%とか、もうめちゃくちゃなことになります。

ああいったようなことが起きたときに、日本としては、たしか一億ドルをIMFに融資するという形にさせていただいて、少なくともアジア通貨危機の再来を招くのを未然に防ぐということ、IMFに日本が貸し付けたおかげで、ほかの諸国、EUとかアメリカとか、みんなそれぞれ、あと同調した結果、少なくとも、あのときアジアにおいて通貨危機は起こらず、むしろそのときは、東ヨーロッパの中小の国々がこの金を借りて、当時のサブプライムローンなる怪しげな金融派生商品に手を出していた銀行の取り付け騒ぎを国が補完して、結果として倒産を免れ、金融収縮という異常事態を防ぎ得たんだとは思っております。

あのころに比べて、今では、例えばアジアでチェンマイ・イニシアチフとかいろいろなものがあるところまで上がってきておりますし、IMFやら何やらも、あの危機をやったおかげでいろいろなことがやれるようになって、インターネットなんかは随分充実したんだと思います。

いずれにしても、今回、例えば北朝鮮で大量の難民が発生したときにはどんなことが起きるだろうかと、その難民が武装難民だった場合はとか、いろいろなことを考えておかぬと、とてもじゃないけれども、金融という面の話で、もう少し危機的な状況は起き得るということは十分に考えておかぬといふことなので、これは金融庁の仕事ではありませぬけれども、それは十分に起こり得る可能性をもって見ておかぬといふことです。

何となく、朝鮮動乱といったら木内さんなんかはまだ生まれておらぬ時代の話ですが、私は北九州にいましたので、昭和二十五年ですから、戦争

が終わった後、私どもの住んでおりました北九州あたりは、空襲警報、敵機来襲、灯火管制なんというものは日常茶飯事みたいになっていました。で、東京へ来たら動乱景気ではうはしていただ、何と日本というのは広い国だと思つた記憶がありますけれども、全く地域によって差が違ひしたので、地域差も起きることも十分に考えておかないかぬだろうと、いろいろなことを考えておかないかぬといふのが正直なところです。

○木内(孝)委員 いろいろな金融危機があり得る中で、恐らく、過去三十年、四十年を振り返りましても、リーマン・ショックというのが一番大きな金融危機であつたかと思ひます。

そのときに、麻生財務大臣は、当時総理としてそれに対峙をなさいます、今お話がございましたIMFに千億ドルの資金の拠出、当時、私もメリリンチ証券をやめて間もないころではありましたが、あれのスピード感、規模の大きき等々、非常に市場の中で高い評価がなされてい

ました。

普通ですと、一国だけで先行してという、日本だけが損するんじゃないかと、いろいろな言ひ方がありますけれども、あれは逆に、麻生総理がリーダーシップを発揮して、世界経済の危機を救つたんだというふうには僕は理解しております、非常に高く評価しているところでございます。

ただ一方で、あれは有事でしたから、評価はしているとして申し上げたんですが、以前、委員会でも取り上げたんですが、十兆円規模の資金を法的措置、要するに立法府が全くなからず、行政としていきなり十兆円を拠出するというのは、制度として、評価すると言ひながらこういう質問をするのも若干矛盾しているように聞こえるかもしれませぬけれども、若干違和感があるというのか、次の危機があつたとき、いつでも五兆円、十兆円出せるというのか、これは法的措置なくしてできることなのか否か、今後の危機対応についても、そこを整理しておかなければいけないという問題意

識がありまして、その点についてお伺いをいたします。

○木原副大臣 今議員が御指摘のありましたとおりで、当時、麻生総理のときの外為特会からIMFへの融資の件でございますけれども、こちらは特別会計法及びIMF等加盟措置法という、この二つの法律を根拠として、当時、中川昭一財務大臣だつたと思いますが、その財務大臣の権限に基づいて行つたものでございます。

これらの法律は、もちろん法律でございますから国会で審議の上で成立したものであり、また、その中身を見てみると、この融資に際して国会の議決は求められておりません。委員が御指摘あつたように、スピード感というのが大事だということにおっしゃつたし、評価もしておられる、そういう発言もございました。

そういう状況の中で、特段の問題があるというふうには、今、財務省としては考えておりませ

ぬ。

○木内(孝)委員 当時も与謝野大臣がIMF加盟措置法で認められているという答弁をなさつていまして、これが立法措置を講じないで直ちにできるといふ根拠になつてゐるかと思ひますが、ということ、すなわち、今後起こる危機に対して、前回は十兆円でしたけれども、二十兆円、三十兆円、立法措置を講じないで、このIMF加盟措置法で認められているからということ、外為特会等の資金を使うということが許されているという理解でよろしいでしょうか。

○木原副大臣 おっしゃるとおり、特段の問題があるとは考えておりません。

○木内(孝)委員 現金の出納を歳入歳出外とする財政法四十四条に照らし合わせても、これは若干というのか、私は大いに問題があると思つておりました、自分で先ほど矛盾しているとして申し上げましたけれども、スピード感のある対応がこれという意味では大変結構なわけですが、これは幾ら何でもやり過ぎというのか、行政府が二十兆円の資金をIMFに拠出できるというのは普通では

ない状況という問題意識は、中長期的に問題意識として捉えていただいて、今後の検討課題として認識いただきたいんですけれども、それでもなお、全く問題ないとお考えなのか、検討ぐらひはするべきだとお考えなのか、それについてお伺ひいたします。

○麻生国務大臣 スピード感をやろうとすると、国会をしないと、まずいろいろな方が反対されるところから始まりますので、スピード感は全く出ません。それは通常そうなります。何も日本だけじゃなくて、大体どの国でも皆同じだと思ひますが、そんなものだと思ふんです。

この話も、今、十兆の話は、あのときはたまたま、外貨の話が、円がやたら下がつたり上がつたりしたときの時代だつたんですけれども、円高等々、いわゆる外為特会に金が余つていた部分がありましたので、それを使つていただけたということですから、今、二十兆、三十兆という話ではありません、それはおのずと限度があるかどうかとは存じます。

○木内(孝)委員 国の財政が厳しいということ、いろいろな世知辛く予算を執行している中で、十兆、二十兆というのは非常に大きな金額です、スピード感と相反する話にはなりますけれども、これは問題意識として、中長期的な検討課題としていただけたらいいと思ひます。

北朝鮮の問題にもう一回戻りまして、今後、国連決議がどうか、場合によつて状況は異なると思ひますけれども、日本から北朝鮮への送金ルートというのはいろいろな形で管理されていると認識しておりますが、迂回した送金ルートというのもあるかと思ひます。

こうしたものは、名義を変えたり、いろいろな工夫をしないと、どこに本当に送金しているのかというのがなかなかわからないというふうな気がしますけれども、これはきちつと送金ルートを管理されているのか、これについてお伺ひいたします。

○木原副大臣 北朝鮮向けの送金についての御質問でございますが、これについては、外為法に基づいて、昨年の二月より原則として禁止しているところでございます。

御指摘の第三国を経由して行われる送金でありますけれども、これにつきましても、最終受取人が北朝鮮に住所等を有する者である場合には、この規制の対象となつていゝる所でありまゝす。

金融機関に対しては、外為法により、北朝鮮向けの送金ではないかを確認する義務を課しております。外国為替検査でその履行状況のモニタリングを行つていゝる所でございます。

○木内孝委員 対話と制裁というところで、制裁の面でどういゝる手段があり得るのかというのはいふからいろいろ精査をしていただければというふうに思ひます。

次の質問でございますが、来週、ペンス副大統領が来日されます。そこで麻生副総理と日米経済対話をする予定でございますが、先方の主要閣僚等は決まつたんだと思ひますが、いま一つ向この幹部級の人事がまだ固まつていないやにも聞いておりますが、逆に日本サイドの体制、これは外務省が絡んでいたり、財務省であつたり、経済産業省であつたりとは思ひますけれども、こうした他国との交渉の際、いろいろな官庁がかかわつていて、誰がどのようにリーダーシップを発揮するのか。

当然、これは副総理が仕切られていゝる話ですので、副総理がいゝつしやれば安心とはいゝるものの、事務局がどういゝるような形になつていゝるのか。例えば、国家安全保障局であれば事務局長がいていゝることでございますけれども、事務局局長的な体制とか、そうした日本側の体制がどのようになつていゝるのか、お伺いしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これは、おっしゃるやうに、アメリカがまだUSTRも決まつていないんですかね。農務長官もまだ決まつていないのかな。何か、とにかく全く決まつていないんですね。私らのカウンターパートでいゝえば、例えば財務

官とか国際局長とかいゝるのが、役所でいゝえばそういうことになるんですけども、向こは、これがなるであらうという人の名前は知らないわけじゃありませんけれども、五月に上院で承認になるの聞いたら、いやと言つてから、では六月と言つたら、いや、六月までにはとか、とにかく物すごく今までに比べても遅いと思つております。

党がかつて、大統領が四年に一遍かわるときには、大体三千人ぐらいいなくなつていゝるので、こういうことになるんですけども、それにしても今回は、いつもに比べて、トランプという、もうイーファンついたみたいな形になつて、えらい遅いなどいゝる感じは正直あります。

したがつて、ペンス副大統領とやるんですけども、誰を連れて、どういゝるのが来るのと言つと、前からいゝます、USTRにいた、それがそのまま上がるであらうと言われた人は、それはちゃんと上がつたんです、承認が終わつていゝますし、大統領府の人ですから。この人だと役所はまだ認識されていゝないの、大統領府の補佐官だからこれが来たといゝる感じで、一人。

ですから、これは対応のしやうがありませんから、お互いに、まずは顔見世興行、顔は両方とも知つていゝるわけですけども、紙を渡して、我々としてはこういうアジェンダでやりたいといゝるのを提出し、向こもそれに對してこういゝるのをやりたいといゝる返事が来るまでに、普通だつたら一週間もすれば返つてくる話が、一月以上かかるという話になりますので、今回もそういった状況は変わつていない、人がまだ決まつておらないといゝう状態は変わりませんので、かなり時間がかかると思ひます。

我々の方としては、これは各省にまたがりますので、外務省を表にしつゝも、金融でいゝえば財務省といゝることになりますし、通商、貿易といゝることになると経産省とか、鉄道の話なんかがありますので国交省とかいゝるもの、それぞれが担当になる人は各省から私どもの方で人選をさせていただいて、一応のチームはつくり上げつゝ

ある。

目下調整中といゝことで、今、別の仕事をやつていゝる者をこつちによこせみたいな話ですから、もうちよつと英語ができる者を何とかしろとか、いろいろな話をいゝるやうらせていただいていゝるのがまだ今の状況であります。目下調整中でありまゝすけれども、きちつとしたものをつくり上げないかぬと思つて、しかも、これはすぐできる話でもありまゝすので、長期的なことを考へておかぬと、去年の話と違つていゝないかといゝる話になりかねぬといゝるので、そこらところは、目下、人事を調整させていただきつゝあるといゝるところでございます。

○木内孝委員 TPPのときも、多くの省庁にまたがらる話の中で首席交渉官がいたやうな形で、ぜひそういう方向で事務局の体制の強化は固めていただければといゝるふに思ひます。

想定されるアジェンダですが、前回の首脳会談のときに合意されたのは三つあつたと理解してあります。一つが米国インフラ投資での協力、二つ目がエネルギー分野での協力、そして貿易・投資ルール、これが軸に、アジェンダになるんだらうと思ひます。

来週の対話の中身は、今現場レベルで調整中で、きやうここで何を話すとか話せないとかおつしやることは多分できないうと推察するものの、その上で、麻生副総理として、来週、経済対話の中で、こういゝところは意識して話したいとか、今、北朝鮮あるいは中東情勢がこういゝう状況ですので、必ずしもそれは経済対話とどこまでかぶるかわかりませんけれども、そういう問題もあります。

あるいは、前回、東芝のことが閣僚級の交渉の中で話題になつたといゝ話ですけども、例えば東芝は今話題になるのかどうかとか、特にエネルギー問題や半導体、向ここのエクソン・フロリオ法なんかも触れる可能性もございゝますので、そこら辺の、差しさわりのない範囲内で、想定さ

れるアジェンダについてお聞かせいただければと思ひます。

○麻生国務大臣 基本的に、我々としては三つといゝう話、今もおつしやいましたけれども、そのとおりで、経済政策とかインフラ投資、エネルギー投資等々のあれが二つ目で、最後にいわゆる貿易・投資のルール、こんなものが基本なんだといゝう話をさせていただいて、その中に、ずつといゝる、内容については今調整をさせていただいておりましたが、例えばTPPといゝう長い時間と努力をかけてやつたものが今動かないといゝう話になつていゝますから、では、アメリカなしで、残り十一カ国でやるわといゝるのもいゝれば、いや、アメリカがいゝないのではやりたくないといゝる人もいゝますので、これまたそんな簡単な話じゃないんです。

私どもとして、やはり日本とアメリカ、フランスその他十カ国で、たしか世界の経済の約三九%か四〇%ぐらいい行くはずだつたものと記憶してゐる、日米だけで約三〇%にならうと存じまゝすので、そういうでき上がったルールといゝるのをほかの国にもちゃんと当てはめられるやうなルールづくりといゝるのが私どもの一番やりたいところなんです。

そうすると、何だ、これならいいじゃないかといゝう話になつて、TPPがフランス・パシフィッククじゃなくてトランプ・パシフィックでもいゝですし、適当な、名前はどうでもいゝので、トランプの名前がくつゝいて新しいものができ上がったきて、内容は、基本的にはいゝうようなものになれば、それはそれでよしとしますし、個別の話は各省がやることにならうかと思ひますけれども、全体として、ルールづくりの全体の枠のルールといゝるのは、これが優先順位としては私どもとしては非常に大きな、だけれども、多分、これは一番時間のかかる話なんだと思つております。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○木内孝委員 貿易や投資ルールもありまゝすが、一つお願いしたいのは、米国のインフラ投資での協力についてですけども、例えば、この

間、GPIFの資金を使えるか否かという話がありまして、使う気はないとは言うものの、使えるか使えないかという議論であれば、使うことは利回りさえ確保できていればできるという話だと思います。

同様に、外為特会の資金も、ちょっとしつこいように申しわけないんですが、これも、例えばJBICの枠組みとかを使って、インドネシアのインフラ投資で外為特会の資金を使えるような枠組みとかいうのもあつたりして、使える方策というのはいわゆるではないと思うんです。

さはさりながら、やはり政治的にこういう方向でいこうということになると、ある意味、そちらにそんたくというか、できるだけルールを緩めて投資できるようにということになってしまいますので、そこはぜひ、安易に外為特会の資金とかGPIFの資金とか、あれは非常に使い勝手がいいんです。外為特会を私もいろいろ勉強したんですけれども、あんなに便利で使い勝手のいい特別会計はなくて、便利だからこそスピード感もありますけれども、それで安受け合いをしやすい特会で、ぜひそこについては安受け合いをしないでいただきたいという、質問といいますが、お願いでございます。

○麻生国務大臣 木内先生、これは当然のことであつて、この種のプライベート・ファンド・インシアチブとかいろいろ、プライベート・パブリック・インシアチブ、PPIとかいろいろルール作りが新しいやり方ででき上がつて、一番極端に成功した、インドの中で、タージ・マハルまで昔は一日じゃとても行けなかつたものが、今は簡単に三時間ぐらいで行けちゃうというようなものが全くPPIでできておりますので、ああいったようなものを見ると、物すごい、民間の金を使つていきなりほんとあれだけのものができていますので、やり方とルールさえきつちりすればでき上がるものだという例があります。

今、ワシントンとニューヨークの間も、日本でもあんな汽車は走ってないよというような汽車

が、とこととことと、よくとまつたり、おくれたりする汽車が、マダレブか何かやると一時間ちよつとでつなぐちやいますというようなことになる、それはアメリカにとつては物すごく大きなものですけれども、持っている技術は全て日本のものでありますから、そういうものをやつてちゃんとその会社でリターンがあるか、ここが一番問題なところで、できることは、土地をかうのはそつちよ、技術は俺たちが出していいよ、運営をやつてちゃんともうけた金、こつちが投資した分にちゃんと金利というか配当が得られるようなものになるかならないかという話は、ちよつと私にはよくわからぬので、やはりJRの人がきちんとそういった計画をお立てになる、向こうと。

正確にこれがやれるというやうな話やら何やら、きちんと詰める話は、ちよつと我々のところに、役人だけで、政治家だけでできる話ではありませんし、そういったものを含めまして、おっしゃる意味はよくわかりますので、私どもとしては、民間でももうかるんだつたら投資していきますから、そういうやうなインセンティブができるやうな形のものにした、いわゆる公共工事というインフラの整備というのをすると、姿勢が一番大事かなと思つております。

○木内(孝)委員 ぜひ、御答弁の内容の形で経済対話していただければと思います。

最後に、国際金融都市東京について質問させていただきます。

小池都知事が、国際金融都市東京を再生するということを書いて、勉強会とか研究会を立ち上げて、既に何回もその会合が開かれております。過去二十年ぐらゐを見ると、いろいろな方がいろいろな形で、東京の地位は低下しているけれども、こうこうこうして頑張ろうみたいなことを言つて、今回も、率直に言う、私は最初に聞いたとき、またか、どうせ何もできないだろうというのが率直な意見であつたんですが、なかなかすごい研究会なんですね。ちよつと議事録を見る

と、いろいろなことに議論が分散しちゃつて、何ができるのかなというのがございますけれども、非常に強いチームだと思ひます。

ただ、一方で、一番課題となつてくる税制面で、所得税にしても五五〇対向こうは二〇〇切るやうな状況とか、法人税も三〇〇ちよつと対一七〇とか、もう比較のしようがない。配当課税、譲渡益課税は、向こうはゼロで、こつちは二〇〇、我が党はそれをさらに二五にしよつとか、それぐらゐな状況になつていて、今、再分配機能強化と言つていの中で、これだけ税制が違うと、入り口から、どだい勝負のしようがないという感じを私は実は持つてゐるんです。

ここまで日本の市場の地位が低下した一番の理由と課題について、多分、質問時間もほぼ来ますので、その点について、低下した理由と課題、今後どうしたらいいと大臣は思はれてゐるのか。それとも、もう難しいと思はれてゐるのか。そういうことも含めて、越智副大臣、御答弁を。

○越智副大臣 国際金融センターとしての東京の地位についてはさまざまな見方があるというふうを考えております。

新華社通信、ダウ・ジョーンズ国際金融センター開発指数というのがあります。二〇一四年、これは三位であります。一方で、グローバル金融センター指数、二〇一七年三月でありますけれども、これは半年ごとですけれども、五位となつております。こちらの五位の方では、シンガポール、香港の後塵を拝しているということでございます。いづれにしても、金融センター間の競争は激化しているというふうに思ひます。

委員御指摘のとおり、東京の地位ということでございますけれども、なかなか向上しないという指摘がありますけれども、バブル崩壊後のデフレの中で、また安全性資産への選好が強いという中で、このような状況だと思ひますけれども、デフレ脱却を進めているという中で、成長資金の供給が大切であつたり、国民の安定的な資産形成が大切だつたり、そういう中で、今、問題意識を強め

ているところがございます。

そうしたところで、金融面においては、東京が魅力あるビジネスの場として認知されて、世界じゅうから人材、情報、資金の集まる国際金融都市として発展していくことが重要だ。そのためには、例えば、海外の金融事業者が日本拠点を開設する際の手續について、その透明性を高めることや英語での情報発信を強化していくことなどの取り組みを重ねていくことが必要だと思つております。

先ほど委員御指摘がございましたけれども、東京都の方も一生懸命やつておられますけれども、金融庁と、また東京都は連動しまして、今さまざまな取り組みを進めているところでございます。いづれにしても、この取り組みをこれからもしっかりと推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○木内(孝)委員 東京都と連携して、国際金融都市センター東京、しっかりと頑張つていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。

佐川理財局長は、四月三日の決算行政監視委員会で、電子データは短期間で自動的に消去されて復元できないやうなシステムになつてゐる。だから、パソコン上のデータは残つてゐない、こう答弁されました。

この発言内容は事実ですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私が先日答弁いたしましたのは、紙と電子データは同様の取り扱いをしてゐるというふうに申し上げてございます。

つまり、紙は保存期間が満了すれば処理をしていて、その電子データも、文書管理規則にのつとりまして、同様に削除しております。その後、一定期間、十四日間が経過すれば、自動的に消去され、復元できなくなるということをお願いいたします。

○宮本(岳)委員 再確認しますけれども、パソコンのデータは、期限が来れば何らかのプログラムによって自動的に消去されるということではなくて、今回の森友学園との面接記録のような公文書は、期限が来れば職員の手作業でパソコンのハードディスクから削除されるということです。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

紙と同様に、電子データも、規則にのっとりまして職員が削除して、その後、削除したのにつきましては、一定期間を過ぎると消去されて復元できなくなるということでございます。

○宮本(岳)委員 先日、四月十日の参議院決算委員会では、バックアップ機能により十四日間は復旧可能となつてると答弁をいたしました。

このバックアップ機能は一体どういうものか。職員が削除したデータを別のフォルダで十四日間保存し、期限が来たら、手作業もしくは自動的に削除されるということですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

大変恐縮でございますが、私はちょっとシステムの担当外で、専門的にはお答えできないわけでございますが、今の御質問でございますれば、財務省におきましては、電子データについても、紙と同様という意味では今御答弁したとおりでございますが、その電子データの削除後、一定期間につきましては、財務省のシステム運用を行う事業者の常駐の専門家が作業をすれば復元することが可能であるということでございます。この期間を経過すると、そうした専門家におきましてデータの復元ができないというふう聞いてございます。

○宮本(岳)委員 そうであるならば、もとのデータは職員が手作業で削除している程度でありますから、ハードディスク内にデータは残っていると思うんですね。復元は可能だと。

朝日新聞の四月十一日付の記事によれば、財務省の情報管理室は、「職員はコンピュータ端末で手作業でデータを消している。データは職員が消してもシステム上には残り、二週間たつと順

次、新たなデータに上書きされていく仕組みだ」というふうな説明がされております。

しかしながら、データの上書きというのは、パソコンのハードディスクの容量上限のデータが保存されて初めて上書きしていくものでありますから、財務省のシステムでは、ハードディスクの容量のあきがあつても勝手に上書きされる、こういうことになっていないんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申しましたように、ちょっと私はシステムの担当外で、詳細なところについてはお答えできませんが、また、朝日新聞の個別の報道についてもちよつとコメントを差し控えていただきたいと思ひますが、いずれにしても、私どもは、一度自分で削除したのにつきましては、十四日間、その専門家がやれば復元できますが、それ以降は復元できないということが一つと、それから、一般的な、皆さんがお使いになるようなパソコン、個人のパソコンと異なりまして、財務省のシステムにおきましては、日々大量のデータが追加、更新されてございまして、そういう意味では、その削除されたデータというのは、新たなデータに、その大量のデータが日々追加、更新されていくもので、日々置きかわつていくという状況であると聞いてございます。

○宮本(岳)委員 詳しくないのであれば、きちつと聞いてほしいんですね。

いずれにせよ、ハードディスクの容量上限まで利用するというようなことはよつと想定されませんので、近畿財務局のパソコン内のデータの復元可能性は極めて高いと思うんですね。

財務省の情報管理室に調査をきちつとさせて、データの復元可能性について当委員会に結果を報告していただきたいんですが、いかがですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今御答弁しましたように、財務省全体として大量のデータを日々追加、更新しておりますので、そのサーバーの容量は、ほとんどその余裕がない中で日々置きかわつていくような状況でござ

いますので、私どもは、その担当の部局からは各部署に、不要なファイルは適切に廃棄するようというふうなことも、指示も個別にいただいたりするような部署もございまして、大量のデータが日々置きかわつていくということでございますので、バックアップ機能以外によつて復元することはできないというふうに聞いてございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、詳しくないとみずからおっしゃるわけですから、詳しい部局に聞いていただく、あるいは、専門のそういう業者にきちつと依頼をして調べてもらう、やつていただけないですか。

○佐川政府参考人 専門の部局にもう一度、今私が聞いているようなことを、私どもとしても聞きましたが、では、専門の部局にもう一度同じようなことで聞いてみたいと思ひます。

○宮本(岳)委員 そういうことすらしないというのでは、全く事実解明に取り組まないと言つているに等しいことになりますから、ぜひやってくさいね。

この事件の一方の当事者である大阪府は、関連する職員から聞き取り調査を行ひまして、森友学園の認可申請について、検証報告を先週の四月六日に公表いたしました。

財務省は、大阪府のような関係職員への聞き取り調査を行つて、事実解明を同じように進めるべきだと思ひますが、いかがですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今先生おっしゃいました、この大阪府の報告書でございますが、これは大阪府におきまして、小学校の認可についての基準の適合性に関し、職員の対応がどうであったのかということについての検証を行ったものであるというふうに承知してございまして。

他方、私ども近畿財務局は、国有地の処分手続を日々行つていくわけですが、そういう中で、各地方公共団体を訪問して、通常、必要となる情報交換を行つていくところでございまして、これに関して、財務局として改めて調査を行

うという必要はないんじゃないかと考えてございます。

○宮本(岳)委員 いや、大阪府は、この認可にかかわる調査の中でも、本件借地が将来的に自己所有となると判断するに至つた根拠等々についてもちゃんと調査をして発表しているんですね。

配付資料の一を見ていただきたい。これは検査報告の中に入つていく資料なんです。

近畿財務局との交渉の経過を証言に基づき一覧表にしたものでありますけれども、近畿財務局の職員が五回も大阪府を訪れ、交渉を行つております。この中で、まず最初のものを見ますけれども、平成二十五年九月十二日に近畿財務局職員二名が咲洲庁舎を訪問しております。これは事実ですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

大阪府の報告書におきまして、そういう訪問の記録が残つていくということは承知してござい

ます。ただ、私どもは前から御答弁申し上げておりますが、大阪府と近畿財務局は、本件に関しまして、特に小学校の設置認可というのが大変珍しいことでございまして、こちらから行つて、先方の府における基準、手続、法令等について内容を確認するというところで訪問もしてございまして、電話等により情報交換をしてございまして、個別の日時とか回数までは、財務局としても把握していないところでございます。

ただ、今委員がおっしゃいました、この二十五年の九月ということでございますが、私どもは、九月の初めに森友学園から公的取得要望書を提出いただいたてございまして、大阪府に何つて、小学校の設置認可の手続等に関しまして話を伺つていくということも考えられるところでござい

ます。○宮本(岳)委員 ということも考えられるところでございますが、この日にこういうものが確かにあつたかということを確認していただ

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
個別の面会の記録、やりとり等については残っておりません。

したがって、こういうやりとりについては、近畿財務局の方から、公的取得要望が提出されたときには大阪府に行つて伺つておりますというところは聞いてございます。

○宮本(岳)委員 いや、話にならぬですね。

近畿財務局は、この資料に出てきますけれども、先ほどの平成二十五年九月十二日、同じく十一月十九日、平成二十六年七月二十八日、十月二日、平成二十七年一月八日、五回も大阪府を訪問しております。

大阪府は担当者に聞き取つて、こうして一覧表にできているわけでありまして、同じように、担当者に聞き取つて一覧表を調べればいいじゃないですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

先生のお出ししているこの資料にありますように、「府職員が校舎敷地を府審査基準に適合すると判断したことの検証」という目的を持って大阪府は調査をされ、報告をされているというふうに承知してございます。

その中で、報告書全体の職員に対する検証の環境として、財務局とのやりとりについてもここに記されているんだらうというふうに考えます。

私ども、今先生がおっしゃいました、例えば二十五年度の十一月でありますれば、私どもは十月の三十一日に、大阪府に対して未利用国有地の処分に係る地域の整備計画との整合性に関する意見の照会というものを、これは通常全国的な手続でございますが、発出してございまして、十一月にその点についての説明を行っているということに当然考えられます。

それから、今先生おっしゃった二十六年の方とか二十七年のところにつきましては、認可の申請書が出るとか私学審の審議が行われるとかということがございますので、そういう先方と情報交換をしているということで訪問しているということ

も考えられます。

○宮本(岳)委員 いや、考えられますとか、そんなことを聞いているんじゃないんですよ。こうして一覧が出てくるわけですから、大阪府は大阪府で発表している。それはそうですよ、私学認可にかかわる報告書でありますけれども、そこにはこうして近畿財務局とのやりとりがこういう形で出ているわけですから、この一つ一つについて確認する気もないんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどから答弁してございまして、私どもは近畿財務局と大阪府の間でやりとりしていることを別に否定も何もしてございません。さまざまやりとりもしているし、いろいろな書類のこういう交換もしているところでございます。

したがって、こういう通常の処分の手続の中で、先方とのやりとりを行っているというだけでございます。今先生がおっしゃいました大阪府の方につきましては、府職員が審査基準に適合すると判断したことの検証ということで、こういう一定の目的を持たれてやられた報告書でございますので、私どもは、通常の地方公共団体とのやりとりの一環ということでございまして、改めてこれについて調査をするということは考えてございません。

○宮本(岳)委員 全く理解不明ですね。自己所有となると判断するに至った根拠についてこれは述べているわけで、これは国有地でありますから、近畿財務局とのやりとりの中でそういう確信に至つたということ調べているわけですから、ここに出てくることはあなた方にかかわることなんです。

この程度のことでも、要するに、確かめて、なるほど五回やっていますと言えはそれで済むものを、あり得るんだということを言うけれども、それ以上の何らかめるそぶりもないというのは、全く財務省は明らかにするつもりはない、こういうことですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

本件の土地の処分につきましては、きちんと法令に基づきまして適正な手続で処分されております。なおかつ、これまで、契約書、鑑定評価書など関連資料も示しながら、いわゆる委員会等におきましても丁寧に説明をさせていただいているところでございますので、その意味では、引き続き丁寧に説明を行つてまいりたいというふうに思っています。

○宮本(岳)委員 いや、全然丁寧に説明していないんですよ。確認して説明するのが当たり前であつて、確認しないというんですからね。パソコンのデータを復元すれば、このような事実関係は解明されます。大阪府と比べても余りにも後ろ向きであり、何かを隠そうとしているのか考えられないと言わざるを得ません。

これは押し問答してもしょうがないので、次に、過去の私の質問に関連して、これも佐川理財局長に確認したいと思うんです。

二月十五日の財務金融委員会、私の質問に対して、「最初の御指摘の豊中市の公園の話でございますが、これは二十二年三月に豊中市に対して公園用地として売却したものでございますが、この点につきましては、きちんと鑑定評価に基づきまして時価で売却しているところでございます。」と答弁しておりますけれども、これは事実ですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘の答弁につきまして、鑑定評価に基づき時価で売却していることと答弁してございまして、この意味でございまして。

私どもは、豊中市に売却した国有地につきましては、不動産鑑定評価に基づきまして鑑定評価額をとつてございまして。九億八百万でございまして、これを売却予定価格と設定した上で、豊中市と見積もり合わせを行ひまして、売却予定価格を上回る購入希望金額約十四億円が豊中市から示されたところでございます。私どもはこの購入希望金額で法令に基づき売却したところでございまして、不動産鑑定評価に基づく鑑定評価額以上とい

うことでございますので、適切に売却したことを述べたということでございます。

○宮本(岳)委員 この答弁の最後は、「豊中についても森友学園も同様でございます」という言葉で締めくくられているんですね。

それで、森友学園については、恐らく、この見積もり合わせというのはやっていないと思うんですが、事実ですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

見積もり合わせは、基本的に、公共随契の場合にはいたしますが、やらないケースもございます。それは、先方が例えば小さな社会福祉法人等で見積もる能力が乏しい場合とか、あるいはこういう森友みたいなケースで、どのような処分の費用がかかるかわからないような予測困難なケースにおきましては、私どもで見積もつて、そのときの価格をお示しするというのもございますので、森友については見積もり合わせを行つておらないところでございます。

○宮本(岳)委員 豊中市の土地は、この不動産鑑定価格、森井総合鑑定株式会社が行ったこの鑑定書ですが、御答弁のとおり、九億八百万円という額が出ております。見積もり合わせの結果、これは五億円も高い十四億二千三百万円で売られていくわけでありまして、森友学園についてはそういう見積もり合わせはやっていないわけでありまして。

これが豊中市についても森友学園についても同様でございますというの、これは間違いじゃないですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、法令上、国の財産についてはきちんと適正な対価で売却することになつてございまして、そういう意味では、公共随契で、見積もり合わせをした上で売却予定価格以上で売却するケースもございまして、今申しましたようなケースで、見積もり合わせをしないようなケースもございまして、その場合におきましても、きちんと適正な対価で売却しているということでございます。

す。

○宮本(岳)委員 適正かどうかを聞いています。あなたの答弁は、不動産鑑定価格に基づいた時価で売却している、そして豊中も森友学園も同様だと。これは間違いじゃないですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。鑑定評価額九億八百万という売却予定価格を設定して、それ以上で売るといのが私どもの法令に基づく売却方法でございます。

今先生おっしゃいました、その時価ということでございますれば、時価というのは別に鑑定評価額を意味するものではございませんので、私どもは、その時価というのは、先方と見積もり合わせを行った上で売却したということでございます。

○宮本(岳)委員 では、時価というのは、十四億二千三百万が時価だ、こう言うんですね。まあ、いいかげんなんです。これが同じものであるわけではないですね。片方は見積もり合わせで五億円高い額でありますし、森友はそんなことをやっていないんですから。

この二月十五日のこの答弁というのは、私が最初に取り上げた質問での答弁であります。その後の野党の追及により、森友学園への国有地売却をめぐる問題が次々と明らかになりました。しかしながら、最初の答弁が適当なものであったように、その後も、財務省は関係者への国会の参考人招致や聞き取りなどで消極的な態度を繰り返し、資料の提出においても拒否が続いております。大変消極的、不誠実な態度だと言わなければなりません。

佐川局長は、幾つかの問題で詐欺などの立件も言われている中で、この問題の事実解明に積極的な協力するおつもりなのか、協力はしたくないのか、あなたの基本的な姿勢をお聞かせいただけますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

本件は、法令に基づき、適正な手続、価格で処分されたものでございます。

したがって、これまでも、契約書、鑑定評価書など関連資料をお示しするとともに、国会においても丁寧な説明を行っておりますので、引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

○宮本(岳)委員 いや、到底、誠実に解明に努力しているとは思えないと申し上げなければなりません。次に、二〇一五年五月二十九日の国有財産有償貸付合意書及び国有財産売買予約契約書で、森友学園と締結した契約内容について質問したいと思います。

貸付期間は十年間で、その期間内に森友学園が購入をするようになっておりますけれども、その契約書では、売買に向けてどのような内容となっているか、御答弁いただけますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今先生がおっしゃいましたとおり、貸付合意書と売買予約契約書が同時に締結をされてございます。

それで、貸付の、その契約書の方につきまして、貸付期間十年間、それから、森友学園は、貸付期間満了前に、本契約を終了し、国から貸し付け財産を買い受けることができる。それから、森友学園は、貸付期間が満了したときなどは、国の指定する期日までに貸し付け財産を更地で返還することなどの内容が規定されております。

それと、その貸付合意書と同日に締結をしまして、国あるいは森友学園による売買予約完結権を行使する意思表示があったときは売買契約が成立する。森友学園は、この有償貸付合意書に定める期間内、十年ですね、平成三十七年までに売買予約完結権を行使しなければならぬというよう内容が規定されているところでございます。

○宮本(岳)委員 では、近畿財務局は、森友学園の収支計画が実行されれば、十年以内に土地購入費用相当の内部留保がたまることを評価したということですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。本件の処分に当たりましては、森友学園の方から、国有地の取得要望書のほか、過年度の決算書類あるいは収支計画書等の資料の提出を受けてございます。

私も近畿財務局におきましては、森友学園からそうした要望等についてヒアリングも行いまして、審査を行いまして、過年度の決算が黒字であること、それから、収支計画上、土地購入のための資金が積み上がりまして、貸付契約後大体八年をめどに本地を購入する計画となっていること等について確認をした上で、私学審議会における条件つき認可相当の答申も受けまして、地方審にかけてまして、付議し、了承いただいているということでございます。

○宮本(岳)委員 この貸付合意書では、当初、三年間の貸付料は年間二千七百三十万円。月額で二百二十七万五千円となっております。この貸付料で内部留保がたまる、今の御答弁だと八年で買い取るだけの額がたまる、こういう判断をしたと。よろしいですね。それでいいんですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

ちよっと最初の、この細かい数字の、委員がご示したのはちよっとあれですが、私どもが今答弁いたしましたのは、過年度の決算は黒字で、収支計画上、そういう土地購入することが可能であるというよう収支計画を確認した上で、地方審議会に付議し、了承いただいたということでございます。

○宮本(岳)委員 いや、細かい何事も、ここに、ちゃんと契約書に借地料年間二千七百三十万、月額、これを割れば二百二十七万五千円になります。

しかしながら、大阪の私学審議会に提出された森友学園の収支計画では、土地の使用料は月額百万円程度を前提として土地購入資金をためていくとなつていっているんですね。そうであるならば、この貸付合意書と食い違つてきます。

貸付合意書の前提となる、二月十日に行われた

国有財産近畿地方審議会の前に提出されているはずの森友学園の収支計画、財務局に提出されている収支計画において、土地の貸し付け及びその後の土地の購入について、どのような計画で十年以内の土地購入を実施することになっておりましたか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

提出していただいております学校法人の収支計画の内容等につきましては、情報公開法上の観点から、ここはお答えを差し控えたいというふうに思います。

いづれにしても、そうした書類を見、ヒアリングも行い、審査を行った結果として、私どもは、地方審議会に付議し、了承いただいているところでございます。

○宮本(岳)委員 近畿財務局に提出されている森友学園の収支計画の公表を当委員会でも何度も要求しておりますけれども、これが開示されないために、事実関係が一向に明らかにならないわけですね。

ならば、近畿財務局に提出された森友学園の収支計画は、貸付合意書の内容どおり、当初の三年間の貸付料、年間二千七百三十万円、月額で二百二十七万五千円で、八年後に、土地を購入する資金、約九億円が内部留保として積み上がる、こういう内容となっているのかどうか、回答していただけますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、この貸付合意書におきましては、貸付料の納付の金額が載っております。

いづれにしても、そういうことが契約の最初でございますけれども、私ども、森友学園からいただいておりますその収支計画等の資料につきましては、これは情報公開法上の観点から、中身についてはちよっと答えることは差し控えようと思っております、そういうものも全部、決算書あるいは資金計画書などを見まして、私どもは、購入が可能であるということを確認した上で、地方審

議会に付議をし、了承をいただいているところでございます。

○宮本(岳)委員 いや、事実関係を確認しているだけじゃないですか。

収支計画と貸付合意書の内容が食い違っているれば、近畿財務局の判断が間違っているということになるんですよ。国民の財産である国有財産の売却について、近畿財務局が恣意的な判断で貸付合意書及び売買予約契約書を締結したとすれば、背任行為と言われても仕方がないことになります。再度確認しますけれども、収支計画と貸付合意書の土地の月額の貸付料は同じかどうか、それぐらい答えられるでしょう。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

収支計画書の中身につきましては、先ほどから申しましたように、情報公開法上の観点もござい

ますので、差し控えたいと思います。

○宮本(岳)委員 話にならぬですね。とんでもないことです。

年間二千七百三十万円の土地貸付料は、森友学園の大阪府に提出されている、既に明らかになつた収支計画からすれば、二倍もの負担となります。そのため、森友学園の籠池理事長は、貸付合意書を結んだ後も、この負担を収支計画内の月百万円程度に抑えるため、あらゆる手段を講じることになります。安倍昭恵夫人の森友学園名誉校長就任と、谷査恵子氏を通じた交渉もその一つだと考えられます。

そこで、安倍昭恵夫人の行動について伺いするんですが、二〇一五年一月の大阪府私学審で、森友学園について認可適当、条件付き認可適当との結論が出されました。その時点では、これはまだ認可ではありません。ことし三月十日、森友学園側から申請の取り消しがなされるまで、大阪府はどの時点で最終的な認可を決定する予定だと説明していたか、文部科学省、お答えいただけますか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

私立の小学校の設置認可は、学校教育法の規定

に基づきまして、認可権を持つ各都道府県が関係法令及びその審査基準に基づいて行っているもの

でございます。

御指摘の点につきましては、先生御指摘がございましたとおり、大阪府に設置認可申請があり、平成二十七年一月に条件を付して認可適当との答申を行っていたということでございます。

最終的な認可に向けては、答申の際に条件として付された条件につきましては継続的に確認をしながら、審議会で検討していたというふうに承知を

してございます。

最終的には、三月の段階で、そうした条件がどうなっているかということも踏まえながら、府として認可の御判断をされる状況になっていたというふうに伺ってございます。

○宮本(岳)委員 松井知事などは、二〇一七年四月一日直前までに認可をするかどうかを判断すると言っていました。

つまり認可適当、これは出ていたわけですが、認可されるかどうかは最後までわからなかったということですね、再確認ですが。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

二十七年一月には条件を付して認可適当という答申が行われたわけでございます。最終的な認可に向けて、その条件として付された件につきましては確認をしながら、最終的には、今先生から御指摘がございました、府において、そういった条件を踏まえながら認可についての判断が行われる予定だったというふうに伺ってございます。

○宮本(岳)委員 森友学園にとって、二〇一五年五月二十九日に国有財産有償貸付合意書の契約にまではこぎつけたものの、国有財産地方審議会からも大阪府の私学審からもさまざまな条件がついて、まさに経過観察中でありました。

そのような状況のもとで、二〇一五年九月四日に、近畿財務局の会議室で、財務局と大阪航空局の担当者及び森友学園側の建設会社等が集まり、埋設物の撤去費用が検討されていたとされております。また、翌九月五日には、籠池理事長は安倍

昭恵総理夫人を招いて講演会を開催し、瑞穂の国小学院の名誉校長の就任が決まりました。

昭恵夫人は、小学校建設への支援として百万円の寄付をしたと籠池理事長が証言をしております。つまり、昭恵夫人の大阪出張は、政府職員同行で森友学園の小学校建設の後押しをしに来たようなものと言わざるを得ません。

聞きますけれども、このときの出張は森友学園への日帰り出張でしたか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

総理夫人による総理の公務の遂行を補助する活動を支援する職員でございますけれども、そうした総理の公務遂行補助の活動のために同行することとはもちろん、総理夫人の私的な活動についても必要に応じて同行いたしました。必要な連絡調整等を行っているということでございます。

職員につきましては、公務で出張したものでございまして、九月五日の前日に大阪に入りまして、九月五日に帰京したというふうに承知いたしております。

○宮本(岳)委員 前日に入っているんですね。

確認しますが、前日の九月四日に昭恵夫人と政府職員はどこへ行きましたか。また、その目的は何ですか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

総理夫人の私的な行為につきましては、政府としてお答えする立場にはないわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、職員の出張は、当面の公務遂行補助活動の連絡調整ということでございます。

その意味で、昨日、議員から御通告がありまして、その場所について確認いたしましたところ、一部報道がございましたとおり、奈良学園大学について、同日、職員が同行したということは確認したところでございます。

○宮本(岳)委員 奈良学園大学に、このとき、この日に開かれた重心道セミナーというイベントに参加をいたしております。

それは安倍昭恵夫人の要望で参加することと

なったのか、それとも招待されたのか。わかりません。

○土生政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、総理夫人の私的な行為につきましては、承知もしておりませんが、お答えする立場ではないわけでございます。職員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当面の公務遂行補助活動の連絡調整等のために同行したということでございます。

○宮本(岳)委員 奈良学園大学というのは、大阪府私学審議会の会長である梶田毅一氏が学長を務めている大学であります。

資料二を見ていただきたい。

大学のホームページには、当日の重心道セミナーに「本学の梶田毅一学長も参加し、ゲストには重心道の顧問を務める内閣総理大臣夫人・安倍昭恵さんも駆けつけてくださいました。」と大学のホームページに堂々と載っております。

これは事実ですね。

○土生政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、総理夫人の私的な活動につきましては、承知をしております。し、お答えする立場ではないわけでございますけれども、当面の公務遂行補助活動等のため、職員が、同日、同大学に同行したことは事実でございます。

○宮本(岳)委員 この翌日には森友学園、塚本幼稚園に講師で行く予定なんです。当然、小学校建設や認可に関する話が昭恵夫人と梶田学長との間で交わされたことは容易に想像がつくわけですね。

確認いたしますけれども、この二〇一五年九月五日の森友学園の講演を行った。つまり、森友学園で講演を行った昭恵夫人は私人であるのか公人であるのか。また、同行した職員は公務なのかどうか。答弁を求めたいと思います。

○土生政府参考人 お答えいたします。

総理夫人は、現に内閣総理大臣の職にある者の配偶者を指す一般的な呼称でございます。国家

公務員として発令を要するものではなく、公人ではないということでございます。その意味では私人ということでございます。

お尋ねの講演は政府としてお願いをしたものではございませんので、総理夫人の私的な活動であるというふうに承知をいたしております。

それから、職員との同行につきましては、先ほど申し上げましたとおり、当面の公務遂行補助活動等の連絡調整のために同行したものでございますので、そういう意味では公務で同行したということでございます。

総理夫人の私的な活動につきまして、政府としてお答えする立場ではございませんけれども、このような経緯につきましては、衆議院の予算委員会等におきまして総理みずからが、私や妻がこの認可あるいは国有地払い下げに、もちろん事務所を含めて一切かわつていないということを明確に御答弁されているものと承知をいたしております。

○宮本(岳)委員 いやいや、そう明確に御答弁されているから聞いていますよ。

その認可にかかわる梶田会長の大学、奈良学園大学に九月の四日に行つて梶田会長とお会いになつてゐるという事実が明らかになつたわけでありま。

それで、塚本幼稚園での講演も、内閣総理大臣夫人として紹介されて講演をし、そして名誉校長に就任されているわけでありま。これを私人と言ひ切るのは無理があるというふうに思ひます。

いずれにせよ、この四日、五日はまさに公務として、つき人、政府職員も随行しているわけでありま。これは全て明らかにしていただきたい。九月四日、五日の関西出張について、どこにどのように訪問されたのか、何をされたのか、全て明らかにしていただけますか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

繰り返して恐縮でございますけれども、総理夫人の私的な行為あるいは日程に関すること

につきましては、お答えする立場にないわけでございます。

他方で、職員の出張に関する日程につきましては、当時、旅行命令手続がなつたという事情はございますけれども、御質問があつた場合には、できる限り確認の上、お答えしているというところでございます。

現時点では、ただいま申し上げたとおりの日程であつたということでございます。

○宮本(岳)委員 そんな話じゃ済まないんですね。

私が指摘したように、総理の答弁に照らせば重大な問題となり得る安倍昭恵夫人が、私学認可の、まさにその審議会の会長である梶田毅一氏と九月の四日という日に奈良学園大学で会つてゐるということでありま。この中身を明らかにしなければ本当に国民の疑念は晴れないと言わなければなりません。

そして、その後に、電話、メール、ファクスを用いた谷夫人付を介する口き疑惑に発展をしていくわけですね。そして、そういうやりとりがあつた後、最終的には、先ほど申し上げたように、月額百万円を切るような形で十年分割払いという支払い額に落ちつくわけですよ。

その事実を説明するためにも、二〇一五年九月四日、九月五日の出張内容を明らかにすることを重ねて求めて、私の質問を終わります。

○御法川委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。

ありがとうございます。拍手をいただきました。一人会派なので、していただかないと、なくなつてしまいますので、ありがとうございます。すく暖かくなつてまいりまして、様もきれいに咲いておりまして、きょうは暖かいなと思つて、ついに私もベストを、チョッキというんだか、どちらでもいいと思うんですけれども、脱ぎまして、本当にもう春めいてきました。そういつた意味で、国会もついに、四月に入り

ましたから、後半国会ということで、しつかり後半の議論をしていかなきゃいけないんですけれども、後半国会は、特に、いわゆるテロ等準備罪、まあ、反対される方々は共謀罪とおっしゃいますけれども、このテロ準に關して、私も党内で、政調でこの担当をしておりますことから、いろいろ検討しているところなんですけれども、これに關して少し、一般ということですので、財務省も含めて、いろいろ伺ひしていきたいんです。

いろいろ話、聞いていますと、これはデマもいっぱい流れていまして、幾ら何でもこれは言い過ぎだろうと、根拠のない、いかげんなうわさ話みたいなレベルですね、例えば、居酒屋で話し合ふだけで罪になるんじゃないかみたいな部分だとか、ちよつとそれは言い過ぎでしょうということなものもあれば、逆に、賛成派の方も、これは言い過ぎでしょうというのがあつて、その賛成派の部分について、少し政府の見解をお伺ひしたいんです。

こういった記述があつて、二〇二〇年までにテロ等準備罪法案、この共謀罪法案の国内法を制定し、TOC条約を批准しなければ、日本人が海外にノービザで渡航できなくなるとか、あとは、日本企業の海外活動にはペナルティーが科されることになり、マイナンバーも、世界のテロ規制の流れと連動しているの、このままでは海外口座を使う取引も不可能になるといふ声があるんですけれども、これに対して事実かどうか聞いていきたいんです。

今回、TOC条約、もちろんメインにこれが、このTOC条約を批准するためにやらないといけないんだと財務省から聞いていますが、一方で、今お話ししたようなテロの關係とかビザの關係、あとは、税務の關係だと、いわゆるPPSC協定とか、アメリカだとESTA、欧州だとETIASですね、あと、OECDだとCRS基準という、これは税の基準ですけれども、非居住者に係る金融口座情報を税務当局で自動的に交換するための国際基準、あと、G20にもテロのどうこ

うという宣言など、いろいろな観点があると思うんですけれども、そういった懸念も含めて、もしくは、海外なので、海外からの、先方からの要請も含めて伺ひしていきたいんです。

財務省と財務省と外務省、お伺ひしていきたい。

財務省に、まず、国税だと思ふんですけれども、聞きたいんです。OECDにおいて、今申し上げたような、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換する基準、いわゆる共通報告基準、CRSですね、これが、そういった、ネット上とか、文書で流れている、動画で流れているものと、この共謀罪が二〇二〇年までにできなければ、海外口座を使う取引も、こういったCRSが強化されて、これも不可能になるという懸念があると考へているのかどうか、政府として、そして、考へる考へないの理由も含めて、将来そのようなこともあり得るのかとか、その辺も含めて御回答いただけますでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

先生今御指摘になりました、OECDの共通報告基準、CRS基準でございますけれども、これは、税務当局間におきます非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換に関する国際的な報告基準でございます。具体的には、各国税の当局が、それぞれ、自国の金融機関から非居住者の口座情報に関する報告を受けて、当該非居住者の各居住地国の税務当局に対し、年一回まとめて提供する際の共通の報告基準を指すものでございます。

我が国は、平成二十七年年度の税制改正で法案の審議をいたしまして改正法を通してございまして、二〇一八年から、外国の税務当局に二〇一七年度の口座情報の提供を開始することとなっております。

この共通報告基準と、今お話のございました、例えばテロ等準備罪法案、またTOC条約、これとは全く關係がございません。

したが、今おっしゃいました、例えば

海外口座を使う取引も不可能になるといったような、そんな関係にはございません。また、議論の過程も通じまして、OECDからそうした趣旨の連絡ですとか要請は受けていないところでございます。

○丸山委員 明確に答えたいだいたいと思っています。

法務省にお伺いしたいんですけれども、今回のテロ等準備罪の法案の趣旨、提案理由説明を読ませていただいていますけれども、これはTOC条約を批准するのに必要だということなんですが、その他の条約とか国連決議を守るためにも必須なんでしょうか。それは理由に入っているのかどうかも含めまして、政府として答えたいだけですか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のありましたように、テロ等準備罪処罰法案は、近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑みまして、国際組織犯罪防止条約の締結に伴い必要となるテロ等準備罪の新設等所要の法整備を行うことを目的とするものでございます。

昨今の国内外のテロリズム集団による犯罪を含む組織犯罪情勢等に鑑みますと、テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと闘うための国際協力を可能とするTOC条約の締結は急務であるというふうに考えております。

御指摘がありましたように、この法案は、直接にはTOC条約の締結を可能にするためのものではないんですが、他にもこの法律によって担保される条約があるかないかというお尋ねであつたと存じますが、例えば、このTOC条約の附属議定書に当たります人身取引議定書でございますとか密入国議定書、さらには他の条約でございます国連の腐敗防止条約などの担保法としても、この法案が成立いたしますればそれらの条約の担保法ともなるというふうに理解をしております。

以上でございます。

○丸山委員 TOC条約とその下の議定書の部分をおっしゃいましたけれども、もう一つの条約に

ついて少し詳しくお伺いしたいのと、そして、そういうことであればそれを提案理由にきちんと書くべきだと思うんですけれども、それが書かれていない理由についてお伺いできますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、附属議定書につきましては、TOC条約の附属議定書でございますので、TOC条約を締結するということがその附属議定書を締結する前提でもございます。

それから、腐敗防止条約につきましては、このテロ等準備罪処罰法案は、当該条約を締結するために制定する、新設をするというものではございませんが、この法案が成立、施行されますことによって、そちらの条約の担保法としても機能する、すなわち、そちらの条約を締結できる前提としての国内法整備が整うという関係にあるというものでございます。

繰り返しますが、TOC条約を担保するということが直接の目的ではございますが、この法案が成立することによって、いわば副次的にそちらの条約の国内法整備も整うという関係にあるということでございます。

○丸山委員 それは今聞いたんですけれども、そうじゃない、では、それをなぜこの提案理由説明に入れないのかということなんです。

つまり、裏返せば、もう一つの方の条約は必須ではない、つまり、その法がなければできないというわけではないんですか。どういうたてつけになっていますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

条約と国内法の担保の関係でございますので、詳細は外務省からお答えいただくのが適切かと存じますが、今回の、提出させていただいているテロ等準備罪処罰法案の法案自体の目的は、TOC条約を担保するため、国内的に実施するためでございます。それが目的でございます。

ただ、その法律案が成立して施行されることによって、いわばその法律の内容が、ただいま申し上げました腐敗防止条約の方の国内法整備もいわ

ば可能にする状態になるということで、そちらは直接の目的としているわけではないのですが、いわば同じ内容で担保が可能になるということで、そちらの条約も担保できるようになるという関係にあるものと理解しております。

○丸山委員 了解しました。TOC条約を批准するのに必須であるけれども、ほかのものが必須というわけじゃなくて、関係してくる部分もあるということですね。

いや、私、それだったら提案理由にもそれは書くべきだというふうに思うんですけれども、こればかりやってもしょうがないので、この後、法務委員会での話をさせていただきまして、きちんと詰めておいていただければと思います。

では、次は外務省にお聞きしたいんですけれども、先ほど来挙げてお聞きしたいいろいろな横文字、PCSCからESTIAからG20の宣言も含めていろいろな話をしていますけれども、そうした観念上、法務省は、そうした、今協定の話、さつき二つ挙げていますけれども、それ以外の今挙がったものは挙げていませんが、そうした部分においての観念上、現在と将来においてそういう懸念があるのかどうか、あるなしとその理由、また、交渉として、それまでそういった点が先方から要請などあつたのかどうか、お伺いできますか。

○飯島政府参考人 お答えいたします。

国際組織犯罪防止条約を締結しない場合に、委員よりお尋ねがあつたようなさまざまな事態が生じるとは承知しております。

お尋ねのありましたPCSC協定、米国のESTIA、欧州のETIAS、それから先ほどありましたOECDのCRS基準などにつきましても、外務省として、そうした懸念や相手側からの要請があつたとは承知しておりますし、交渉上の経緯においても、そうした懸念が出されたとは承知しております。

○丸山委員 ありがとうございます。

今お話を聞きましたけれども、いずれにしても、外務省の方も、そして財務省の税務の担当

者にも話を聞いても、そもそも、外交交渉上こういったものがあるわけじゃないし、何より、二〇二〇年までにこのテロ準を制定しなければ、日本人が海外にノービザで渡航できず、そして企業にはペナルティーが科され、そしてテロ規制の流れで海外口座を日本人が使えなくなるというのは、幾ら何でも言い過ぎだと思ひますし、大きくうなずいていただいていますけれども、賛成にしても、やはりちよつといいかげんな、幾ら何でも言い過ぎの、根拠のないうわさ話というのは、否定していかなきやいけないと思います。今後、法務委員会も含めまして、国税が関係あれば、この財務でもしっかりと確認はしていきたいと思ひます。

次に、きょうは、日銀総裁、来ていただいておりますがどうでございます。

午前中も、鷲尾委員にお答えいただいておりますけれども、鷲尾委員のお話の中に、さらに円安が進捗する場合は物価二%の目標達成が早くなる可能性があるというお話もされていたんですけれども、残念ながら、今、地政学的リスクから円高の方になりに振れておりまして、そういった意味でも少し心配をしております。そういった一方で、日銀はかなり頑張つていらつしゃって、できる範囲のことで、国債の保有資産も、年八十兆買つて、三月末に合計四百九十五兆、マネタリーベースも四百四十七兆円ということなんです。

一方で、マネタリーベースもふえ、保有資産もふえ、そうすると、負の側面もあつて、現に三月下旬は、市場の国債不足で八年ぶりにオペをされたというところですけれども、この辺について、このリスクも踏まえて、どのように日銀総裁はお考えなのか、お答えいただけますでしょうか。

○黒田参考人 御案内のとおり、日本銀行は、二%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、二〇一三年の四月に量的・質的金融緩和を導入いたしまして、その後も、これを拡大するの、あるいはマイナス金利を導入する、そして昨年の九月には、長短金利操作つき量的・質的金融

緩和という形で、経済、物価動向に即して金融緩和を推進してきております。日本銀行の資産規模あるいはマネタリーベースの拡大、委員御指摘のとおりでありますけれども、これはこうした金融政策の結果であるというふうに考えております。今後とも、二%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するため、長短金利操作つき量的・質的金融緩和のもとで、強力な金融緩和をしっかりと推進していく所存でございます。

マネタリーベースあるいは資産の拡大自体は、先ほど申し上げたように、金融政策の結果でありますし、また、それ自体が何か問題を引き起こすということにはならないと思ひますし、常に市場の動向も踏まえつつ、経済、物価の足元の状況、先行きの動向を見据えて、適切な金融政策を推進してまいる所存でございます。

○丸山委員 アメリカの動きについて伺ひたいんですけれども、FOMCの議事要旨公表で、米国の金融正常化の動きについて報道が出ていますけれども、アメリカの動きについて直接聞くことはできないと思ひますが、それを受けて、日本の影響について、金融当局、総裁としてどうお考えか、お答えいただけますか。

○黒田参考人 御指摘のとおり、米国はFRBが利上げプロセスを進めておりまして、また、三月のFOMCの議事要旨において、FOMCがバランスシートの正常化に向けたアプローチに関する議論を行ったということが記述されております。FRBの政策運営について具体的にコメントすることは差し控えたいと思ひますが、米国の経済、物価情勢の着実な改善があるというふうに考えられます。

また、今後の金融政策運営についても、当然のことながら、そうした経済、物価情勢の改善が続くもとでバランスシートの正常化等を進めていかれるというごことだと思ひますので、米国経済がそうした改善が続くというごことでありまして、その好影響は、世界経済、ひいては日本経済にとつ

ても望ましい波及効果があるというふうに考えております。

○丸山委員 ちょっとさうはほかにもお聞きしたいことがあるので、総裁にはまた動きが出ればお聞きしたいと思ひますが、お忙しいと思ひますので、ここで御退席いただければと思ひます。ありがとうございます。

そうしたら、大臣、座って聞いていただいていて申しわけございません。

お伺ひしたいのは、大臣は、今度、十八日東京で、米国のペンス副大統領と日米経済対話に臨まれると思ひますけれども、経済がメーンだと思ひますので、いろいろな範囲から対話をしたいという趣旨を記者会見でも述べられていますが、一方で、昨今、北朝鮮の関係で緊張している、安全保障上、地政学的なものもありますし、副大統領と副総理が対談をされるというのは非常に重要な意味があると思ひますけれども、ここにおいての、臨むに当たつての所感を大臣にお伺ひできそうですでしょうか。

○麻生国務大臣 十八日にお見えになることになつていられるんですが、まず、基本的に、我々として理解しておかないかぬのは、朝鮮半島で何か起きたときは十八日ということになるかどうかは極めて難しいところですよ。そここの前提に立つて話をさせていただきますけれども、そのままだ横須賀の第七艦隊に行かれることにもなつていきますので、意味するところはいろいろあるんだと。まず、その前提で。

私どもとして、これは日本側から提案をさせていただいておられます。これまでは、この種の話は、大体、佐藤・ニクソン会談が最初かな、繊維交渉が多分、あれが最初だつたと思ひます、一九六〇年代の半ば過ぎに始まつたんですけれども。これ以後、大体向こうから、自動車交渉だ、関税交渉だ、何かいろいろやつたのは全て向こうから来たのをこちらが受けたという話に対して、この話はこっちから、エコノミックダイアログという話を、こういうのをやつた方がいいんだというの

を申し込んだ背景というのが、いわゆるTPPというあの話を、今、何となく没になる方に事は動いているように見えますので、そういうことではなくて、やはり貿易とか通商というのは、これは少なくとも第二次世界大戦が終わるまでは、国土、領土の面積に応じて経済力が強いというのがそれまでの常識だつたと思ひます。それが、自由貿易というものを主張したアメリカ、その当時はGDPを世界の四〇%ぐらい持つていたと思ひますが、そのアメリカが提案をして、結果として、国土は強烈に小さくなりました西ドイツと日本は、経済力というのによつて、極めて大きな経済力を得られるようになった最大の背景は、自由貿易と思ひます。

私どもとしては、この枠が維持されるというのは我々にとつては非常に大きな問題だと思ひますので、少なくとも、日米というものの間で自由貿易に関するルールというものをもう一回ダイアログとしてきちんとしてくり上げておくというのが最大の狙いですから、そのルールづくりというものがうまくいけば、これが他のアジアの諸国になり太平洋の諸国に広がっていくような基礎ができるのが最高だと思ひます。

その中に、各いろいろな部門ごとにはいろいろあるかと思ひますが、全体としては、そこができ上がるのが、少々時間がかかるかもしれませんが、これはきちんとしてやり上げられれば最高だというのが、抱負と言われればそこです。

○丸山委員 来週だと思ひますので、しっかりとよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次にお伺ひしたいのは、いわゆる個人破産の、個人の件数が十三年ぶり増だというふうな報道を見まして、少し驚いておられますが、それが事実かどうかということ、済みません、次の問いも、少し時間が迫つてきたので重ねてお伺ひしたいんですけれども、これは年齢別のデータをとられていいますでしょうか。特に私は若い世代の議員なので、若い世代がこういう自己破産があえてい

なつていられるんですけれども、そういった意味も含めて、年齢別をとつていられるのか、若い人が多いのかも含めて、事実かどうかお伺ひしたい。また、対応もできればお伺ひできますか。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

司法統計によりまして、平成十五年の個人の自己破産の申し立て件数は二十四万二千三百五十七件でありました。その後その数は毎年減少し、平成二十七年には六万三千八百五十六件となりまして、平成二十八年につきましては、速報値ですが、六万四千六百三十七件であつたというふうに承知しております。

若い方が自己破産申し立てが多いのかというごことですが、司法統計では申立人の年齢構成別の統計となつていないものですから、お答えすることができません。

対応ということですが、破産制度を所管する法務省としては、何らかの措置を制度として何かとることができるかどうか、その必要性を含めて、まずは破産事件の事件数の動向に注視していくということになろうかと思ひます。

○丸山委員 大分減つてきていますし、何かしら政策的な意味も出てきているんだと思ひますけれども、一方で、少し変わらなくなつてきた、少しは微増しているという中で、次は年齢別に見て、対応も必要になつてくるのかもしれないなと聞いていて思つていますので、そういった意味の対応もしていただけますでしょうか、確認をしていくということでもよろしいでしょうか。

○金子政府参考人 御案内のとおり、破産の申し立ては裁判所に対していたします。したがつて、どの程度の件数が、あるいはどういう方から申し立てがあるかということにつきましては、そのデータは裁判所に全部あるということになります。

今申し上げたのも、裁判所がとつてい

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘のゾータウン、GMOペイメント、この事業者は金融庁の所管事業者ではございません。

るいは消費者庁、ことと共同して、実態把握にまずは努めたいというふうに考えております。

○丸山委員　まずは実態把握をしていただけると

だという理解でよろしいですね。そうだと
ことでありますか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

いづれにいたしましても、どうしても欲しいといふので取り急ぎという話にうまいことつけ入ってくるとかいう話はよくある話なんですけれども、こういったものを含めて、私どもとしては、この種の話が、ちょっと癖になっていつて何となく多重債務という話になりかねぬというところが一番問題なので、そういった多重債務というものの発生を防止するという意味においては、気をつ

けて見てまいりたいと思っております。
○丸山委員 ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、内閣提出、金融商品取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣麻生太郎君。

金融商品取引法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました金融商品取引法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

情報通信技術の進展等の日本の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応することが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえて、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明をさせていただきます。

第一に、株式等の高速取引を行う者に対し登録制を導入し、適切な体制整備、リスク管理、当局

目次中「第二章の五 特定証券情報等の提供又は公表(第二十七条の三十一―第二十七条の三十五)」を「第二章の五 特定証券情報等の提供又は公表(第二十七条の三十一―第二十七条の三十五)」に、第二章の六 重要情報の公表(第二十七条の三十六―第二十七条の三十八)

「第三章の四 高速取引行為者」

第一章 総則(第六十六条の五十一―第六十六条の五十四)
第二章 業務(第六十六条の五十五―第六十六条の五十九)
第三章 経理(第六十六条の六十―第六十六条の六十七)
第四章 監督(第六十六条の六十八―第六十六条の七十一)
第五章 雑則(第六十六条の七十二―第六十六条の七十三)
第六章 金融商品取引業協会

第二条第三項第二号口及び第四項第二号口を「すべて」を「全て」に改め、同条に次の二項を加える。

41 この法律において「高速取引行為」とは、次に

掲げる行為であつて、当該行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ、かつ、当該判断に基づく当該有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の金融商品取引所その他の内閣府令で定める者に対する伝達が、情報通信の技術を利用する方法であつて、当該伝達に通常要する時間を短縮するための方法として内閣府令で定める方法を用いて行われるもの(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)をいう。

一 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
二 前号に掲げる行為の委託
三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる行為に係る行為であつて、前二号に掲げる行為に準ずるものとして政令で定めるもの

42 この法律において「高速取引行為者」とは、第六十六条の五十の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

第二章の五の次に次の一章を加える。

第二章の六 重要情報の公表

(重要情報の公表)

第二十七条の三十六 第二条第一項第五号、第七号、第九号若しくは第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)で金融商品取引所に上場されているもの若しくは店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者(以下この条において「上場会社等」という。)若しくは投資法人、投資信託及び投資法人に関する法律(第二十二項に規定する投資法人をいう。第一号において同じ。)である上場会社等の資産運用会社(同法(第二十二項)に規定する資産運用会社をいう。)(以下この項及び次項において「上場投資法人等の資産運用会社」という。)又はこれらの役員(会計参与が法人であるときは、その社員)、代理人若しくは使用人その他の従業者(第一号及び次項において「役員等」という。)が、その業務に関して、

次に掲げる者(以下この条において「取引関係者」という。)に、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの(以下この章において「重要情報」という。)の伝達(重要情報の伝達を行う者が上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の代理人又は使用人その他の従業者である場合にあっては、当該上場会社等又は当該上場投資法人等の資産運用会社において取引関係者に情報を伝達する職務を行うこととされている者が行う伝達。以下この条において同じ。)を行う場合には、当該上場会社等は、当該伝達と同時に、当該重要情報を公表しなければならない。ただし、取引関係者が、法令又は契約により、当該重要情報が公表される前に、当該重要情報に関する秘密を他に漏らし、かつ、当該上場会社等の第二項第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものを除く。)(これらの有価証券に係るオプションを表示する同項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この項及び第三項において「上場有価証券等」という。)に係る売買その他の有価の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継(合併又は分割により承継させ、又は承継することを含む。)又はデリバティブ取引(上場有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより上場有価証券等を取得することその他の内閣府令で定めるものを除く。)(第二号及び第三項において「売買等」という。)をしてはならない義務を負うときは、この限りでない。

一 金融商品取引業者、登録金融機関、信用格付業者若しくは投資法人その他の内閣府令で定める者又はこれらの役員等(重要情報の適切な管理のために必要な措置として内閣府令で定める措置を講じている者において、金融商品取引業に係る業務に従事していない者として内閣府令で定める者を除く。)

二 当該上場会社等の投資者に対する広報に係る業務に関して重要情報の伝達を受け、当該重要情報に基づく投資判断に基づいて当該上場会社等の上場有価証券に係る売買等を行う蓋然性の高い者として内閣府令で定める者

2 前項本文の規定は、上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、その業務に関して、取引関係者に重要情報の伝達を行った時において伝達した情報が重要情報に該当することを知らなかつた場合又は重要情報の伝達と同時にこれを公表することが困難な場合として内閣府令で定める場合には、適用しない。この場合においては、当該上場会社等は、取引関係者に当該伝達が行われたことを知つた後、速やかに、当該重要情報を公表しなければならぬ。

3 第一項ただし書の場合において、当該上場会社等は、当該重要情報の伝達を受けた取引関係者が、法令又は契約に違反して、当該重要情報が公表される前に、当該重要情報に関する秘密を他の取引関係者に漏らし、又は当該上場会社等の上場有価証券に係る売買等を行ったことを知つたときは、速やかに、当該重要情報を公表しなければならぬ。ただし、やむを得ない理由により当該重要情報を公表することができない場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

4 前三項の規定により重要情報を公表しようとする上場会社等は、当該重要情報を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
(公表者等に対する報告の徴取及び検査)
第二十七条の三十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、重要情報を公表した者若しくは公表すべきであると認められる者若しくは参考人に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(公表の指示等)

第二十七条の三十八 内閣総理大臣は、第二十七条の三十六第一項から第三項までの規定により公表されるべき重要情報が公表されていないと認めるときは、当該重要情報を公表すべきであると認められる者に対し、重要情報の公表その他の適切な措置をとるべき旨の指示をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がないのにその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十九条の二第一項第三号中「第三章の三を第三章の四」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 高速取引行為に関する次の事項

イ 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合(ロに規定する場合を除く。)にあつては、その旨

ロ 第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあつては、その旨

ハ イ及びロに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

第二十九条の二第二項第一号中「及び第五号ハ」を「第五号ハ及び第七号(第六十六條の五十三第三号ハに係る部分に限る。)」に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「若しくは第六十六條の四十二第一項を第六十六條の四十二第一項」に改め、「第六十六條の二十七の登録を取

り消され」の下に「若しくは第六十六條の六十三第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消され」を加え、同号ロ(2)中「において」を「並びに第三十八條第八号において」に改め、同号ロに次のように加える。

(8) 第六十六條の六十三第一項の規定による第六十六條の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六條の六十一第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていいた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九條の四第一項第二号中「並びに第六十三條第七項第一号ハ」を「第六十三條第七項第一号ハ、第六十六條の五十三第五号イ並びに第六十六條の六十三第二項に改め、同号ニ中「若しくは信用格付業者」を「信用格付業者」に改め、「第六十六條の二十七の登録を取り消されたことがある場合」の下に「若しくは高速取引行為者であつた法人が第六十六條の六十三第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消されたことがある場合」を加え、同号ホ中「若しくは金融商品仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、「第六十六條の登録を取り消されたことがある場合」の下に「若しくは高速取引行為者であつた個人が第六十六條の六十三第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消されたことがある場合」を加え、同号へに次のように加える。

(8) 第六十六條の六十三第一項の規定による第六十六條の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六條の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合に該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る高速取引行為者であつた法人とし、当該通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併(高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていいた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六條の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合に該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る高速取引行為者であつた法人とし、当該通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併(高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていいた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九條の四第一項第二号中「若しくは第六十六條の四十二第二項を第六十六條の六十三第二項に改め、同項第五号ニ中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九條第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号及び第三十二條の四において同じ。」を削り、同項に次の一号を加える。

七 第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うとする場合(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。)にあつては、第六十六條の五十三第六号ロ若しくはハ又は第七号に該当する者

第二十九條の四第二項中「第四項」を「第五項に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項第五号ニ」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第五号ニの「持株会社」とは、子会社

(国内の会社に限る。)の株式又は持分の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の総資産の額(内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。)から内閣府令で定める資産の額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。)を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

第二十九条の四の二第一項中「及び第五号ハ」を「第五号ハ」に、「第五号ハ及び」を「第五号ハ」に改める。

第三十一条第一項中「及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同条第四項中「又は第六号」を「第六号又は第七号」に改める。

第三十一条の三の二第三十三条の五第一項第三号を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

第三十二条第五項中「第二十九条の四第四項」を「第二十九条の四第五項」に改める。

第三十二条の四中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改め、「持株会社」の下に「第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。」を加える。

第三十三条の三第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 高速取引行為に関する次に掲げる事項
イ 登録金融機関業務(前条の登録に係る業務をいう。以下同じ。)として高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

ロ イに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

第三十三条の五第一項第一号中「若しくは」を削り、「第六十六條の二十七の登録を取り消され」の下に「若しくは第六十六條の六十三第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消され」を加え、同項第三号中「第三十三條の二の登録に係る業務をいう。以下同じ。」を削る。
第三十八條中第八号を第九号とし、第七号の次に

に次の一号を加える。

八 高速取引行為者(金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者(金融商品取引業者若しくは登録金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行う者として政令で定める者に限る。)を含む。)以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為その他これに準ずるものとして内閣府令で定める行為
第三十九条の見出しを「損失補填等の禁止」に改め、同条第一項各号中「補てんし」を「補填し」に改め、同条第三項中「補てんする」を「補填する」に改め、「ついで」を削り、同項ただし書中「補てん」を「補填」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「補てんする」を「補填する」に改め、「ついで」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、同号の財産上の利益が、第四項の投資信託の元本に生じた損失の全部又は一部を補填するため金融商品取引業者等により提供されたものである場合には、適用しない。
第三十九条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、同号の財産上の利益が、顧客と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第六項及び第四十二条の二第六号において同じ。の元本に生じた損失の全部又は一部を補填するため金融商品取引業者等(第二条第八項第九号に掲げる行為を業として行う者に限る。第六項において同じ。)により提供されたものである場合には、適用しない。

第四十二条の二第六号中「取得又は」を「取得され、若しくは」に改め、「(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。)」を削る。

に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。)を削る。

第五十条の二第四項中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改め、同条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二種金融商品取引業者として高速取引行為を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第七号に該当することとなつたとき。

第五十二条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に、「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改める。

第五十六条の二第二項中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改め、「(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条の条において同じ。)」を削る。

第五十七条の二第八項中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改める。

第五十九条の四第一項第一号中「若しくは第六十六條の四十二第二項」を「第六十六條の四十二第二項」に改め、「第六十六條の二十七の登録を取り消され」の下に「若しくは第六十六條の六十三第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消され」を加え、「若しくは第六十六條の二十七」を「第六十六條の二十七若しくは第六十六條の五十」に改め、同項第二号中「出資の受入れ、預り金及び金利の取締りに関する法律」を「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に、「ないこととなつた」を「なくなつた」に改める。

第五十九条の五第一項第二号中「その他」を「その他の」に改め、「及びト」を削る。

第五十九条の六中「第八号」を「第九号」に改め第六十条の二第一項中第十号を第十一号とし、

第六十条第一項中「この款において」を削る。
第六十条の二第一項中第十号を第十一号とし、

第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「その」を「その」に改め、同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 高速取引行為に関する次に掲げる事項
イ 取引所取引業務として高速取引行為を行う場合にあつては、その旨
ロ イに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

第六十条の三第一項第一号ト中「若しくは第六十六條の四十二第二項」を「第六十六條の四十二第二項」に改め、「第六十六條の二十七の登録を取り消され」の下に「若しくは第六十六條の六十三第一項の規定により第六十六條の五十の登録を取り消され」を加え、「登録等」を「第二十九条、第六十六條、第六十六條の二十七若しくは第六十六條の五十の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)」に改める。

第六十条の十三中「第三十六條第一項」を「第三十五条の三の規定は取引所取引許可業者の行う高速取引行為に係る取引所取引業務について、第三十六條第一項に改め、「第八号」の下に「及び第九号」を加え、「取引所取引許可業者」を「取引所取引許可業者」に、「準用する」を「それぞれ準用する」に改める。

第六十条の十四第二項中「第一項第六号及び第九号」を「第一項第四号、第七号及び第十号」に改める。

第六十三條第十一項及び第六十三條の三第三項各号中「第八号」を「第九号」に改め、「第三十九條」の下に「(第四項及び第六項を除く。)」を加える。
第六十五條の五第二項中「第三十九條」の下に「(第四項及び第六項を除く。)」を加え、「第六号」を「第七号」に、「第九号」を「第十号」に、「前項第六号」を「前項第七号」に、「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同条第四項中「第三十九條」の下に「(第四項及び第六項を除く。)」を加える。

第六十六條の十五の見出し中「損失補てん等」を

「損失補填等」に改め、同条中「及び第五項」を、「第四項及び第七項」に、「及び第四項」を、「第五項及び第六項」に改める。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四 高速取引行為者

第一節 総則

(登録)

第六十六條の五十 金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者(金融商品取引業者若しくは登録金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行い、又は行おうとする者に限る。)以外の者は、高速取引行為を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第六十六條の五十一 前條の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三 法人であるときは、役員の氏名又は名称

四 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

五 高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

七 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十六條の五十三各号(第二号から第四号まで、第五号二及び第六号ハを除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 高速取引行為に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

四 その他内閣府令で定める書類

3 前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(登録簿への登録)

第六十六條の五十二 内閣総理大臣は、第六十六條の五十の登録の申請があつた場合において

は、次條の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を高速取引行為者登録簿に登録しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、高速取引行為者登録簿を公衆の縦覧に供ししなければならない。

(登録の拒否)

第六十六條の五十三 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十九條の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

二 他に行う事業が公益に反すると認められる者

三 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

四 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

五 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 役員のうちに第二十九條の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当する者のある者

ロ 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

ハ 外国法人であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

ニ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は高速取引行為に係る業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九條第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同條第二項第一号の保証がない者

六 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九條の四第一項第二号イからチまで又はリ(同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。)のいずれかに該当する者

ロ 外国に住所を有する個人であつて国内における代理人を定めていない者

ハ 外国に住所を有する個人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は高速取引行為に係る業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九條第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同條第二項第一号の保証がない者

七 純財産額(内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。)が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

(変更の届出)

第六十六條の五十四 高速取引行為者は、第六十六條の五十一第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内

に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、届出があつた事項を高速取引行為者登録簿に登録しなければならない。

3 高速取引行為者は、第六十六條の五十一第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容及び方法について変更があつたときは、内閣府令

で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 業務

(業務管理体制の整備)

第六十六條の五十五 高速取引行為者は、その行う高速取引行為に係る業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第六十六條の五十六 高速取引行為者は、自己の名義をもつて、他人に高速取引行為を行わせてはならない。

(業務の運営に関する規制)

第六十六條の五十七 高速取引行為者は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

一 高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備について、電子情報処理組織の異常な動作その他の事由により金融商品市場の機能の十全な發揮に支障を及ぼさないようにするための管理が十分でないことと認められる状況にあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第六十六條の五十八 高速取引行為者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第六十六條の五十九 高速取引行為者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四節 監督

(開始等の届出)

第六十六條の六十 高速取引行為者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 高速取引行為に係る業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- 二 高速取引行為者である法人が、他の法人と合併したとき(当該高速取引行為者である法人が合併により消滅したときを除く)、分割により他の法人の事業(高速取引行為に係るものに限る。以下この号及び次条第一項において同じ。)の全部若しくは一部を承継したとき、又は他の法人から事業の全部若しくは一部を譲り受けたとき。
- 三 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行つたとき。
- 四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

(廃業等の届出等)

第六十六條の六十一 高速取引行為者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 高速取引行為者である個人が死亡したとき
その相続人
- 二 高速取引行為に係る業務を廃止したとき
その法人又は個人
- 三 高速取引行為者である法人が合併により消滅したとき
その法人を代表する役員であつた者
- 四 高速取引行為者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき
その破産管財人
- 五 高速取引行為者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき
その清算人
- 六 高速取引行為者である法人が分割により事

業の全部を承継させたとき
その法人

七 事業の全部を譲渡したとき
その法人又は個人

2 高速取引行為者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、登録申請書若しくは許可申請書に第二十九條の二第一項第七号イ若しくはロ、第三十三條の三第一項第六号イ若しくはハ、第六十條の二第一項第四号イに掲げる事項を記載して第二十九條若しくは第三十三條の二の登録、第三十一條第四項の変更登録若しくは第六十條第一項の許可を受けたとき、又は第二十九條の二第一項第七号イ、第三十三條の三第一項第六号イ若しくは第六十條の二第一項第四号イに掲げる事項を記載して第三十一條第一項、第三十三條の六第一項若しくは第六十條の五第一項の規定による届出をしたときは、当該高速取引行為者の第六十六條の五十の登録は、その効力を失ふ。

(業務改善命令)

第六十六條の六十二 内閣総理大臣は、高速取引行為者の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該高速取引行為者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督上の処分)

第六十六條の六十三 内閣総理大臣は、高速取引行為者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該高速取引行為者の第六十六條の五十の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第六十六條の五十三各号(第五号イを除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第六十六條の五十の登録を受けたとき。
- 三 高速取引行為に係る業務又はこれに付随す

る業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

五 高速取引行為に係る業務に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

2 内閣総理大臣は、高速取引行為者の役員(外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。)が、第二十九條の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつたとき、第六十六條の五十の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当することとなつたときは、当該高速取引行為者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、高速取引行為者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は高速取引行為者の所在(法人である場合においては、その法人を代表する役員の所在)を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該高速取引行為者から申出がないときは、当該高速取引行為者の登録を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(業務の不開始又は休止に基づく登録の取消し)

第六十六條の六十四 内閣総理大臣は、高速取引行為者が正当な理由がないのに、高速取引行為に係る業務を行うことができることとなつた日から三月以内に業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該高速取引行為者の第六十六條の五十の登録を取り消すことができる。

(監督処分の公告)

第六十六條の六十五 内閣総理大臣は、第六十六

條の六十三第一項若しくは第三項若しくは前條の規定により第六十六條の五十の登録を取り消し、又は第六十六條の六十三第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(登録の抹消)

第六十六條の六十六 内閣総理大臣は、第六十六條の六十一第二項の規定により第六十六條の五十の登録がその効力を失つたとき、又は第六十六條の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六十六條の六十四の規定により第六十六條の五十の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(報告の徴取及び検査)

第六十六條の六十七 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、高速取引行為者、これと取引をする者若しくは当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該高速取引行為者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該高速取引行為者若しくは当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者にあつては、当該高速取引行為者の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

第五節 雑則

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替等)

第六十六條の六十八 高速取引行為者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における第六十六條の五十九の規定の適用については、同条中「三月以内」とあるのは、「政令で定める期間内」とするほか、高速取引行為者が外

国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的脱替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(準用)

第六十六条の六十九 第五十七条第一項及び第三項の規定は第六十六条の五十の登録について、第五十七条第二項及び第三項並びに第六十五条の六の規定は高速取引行為者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的脱替えは、政令で定める。

(内閣府令への委任)

第六十六条の七十 第六十六条の五十から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

第七十九条の五十三第一項中「各号」の下に「のいづれか」を加え、同項第四号及び同条第三項第二号中「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第八十二条第二項第二号中「若しくは第六十六条の四十二第二項」を「第六十六条の六十三第一項」に改める。第八十五条の四の次に次の一条を加える。

(高速取引行為を行う者に関する調査等)

第八十五条の五 金融商品取引所は、第八十四条に定めるもののほか、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分遵守の状況の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る業務は、自主規制業務とみなして、この法律(第八十四条を除く。)の規定を適用する。

第八十七条の二第一項ただし書中「こと」の下に「並びに当該金融商品取引所(以下この項において「当該取引所」という。)の属する金融商品取引所グループ(金融商品取引所及びその子会社(第八十七

条の第三項に規定する子会社をいう。以下この項、同条第六項から第八項まで及び第八十七条の四の二第一項において同じ。)の集団をいう。以下この項及び第八十七条の四の二において同じ。)又は金融商品取引所持株会社グループ(金融商品取引所持株会社及びその子会社の集団をいう。以下この項及び第六十六条の二十三において同じ。)に属する二以上の会社(金融商品会員制法人を含む。)(金融商品取引所を含む場合に限り。)に共通する業務であつて、当該業務を当該取引所において行うことが当該金融商品取引所グループ又は金融商品取引所持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社(当該取引所を除く。)に代わつて行うこと」を加える。

第八十七条の三に次の三項を加える。

6 第一項の規定は、金融商品取引所が、現に子会社対象会社取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社並びに同項ただし書に規定する会社をいう。以下この条及び第八十七条の四の二第一項において同じ。)以外の外国会社を子会社として子会社対象会社(外国会社に限る。以下この項及び第八項において「子会社対象外国会社」という。)又は特例対象持株会社(子会社対象外国会社を子会社として持株会社又は外国会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するものをいう。第八項において同じ。)を子会社とする。ことにより子会社対象会社以外の外国会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該金融商品取引所は、当該子会社対象会社以外の外国会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

7 金融商品取引所は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合においては、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社を引き続き子会社とすることに

ついて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

8 内閣総理大臣は、金融商品取引所につき次の各号のいづれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該金融商品取引所が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社又は当該外国会社を子会社として子会社対象外国会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該金融商品取引所が子会社とした子会社対象外国会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該金融商品取引所がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第八十七条の四の次に次の一条を加える。

(金融商品取引所による金融商品取引所グループの経営管理)

第八十七条の四の二 金融商品取引所(子会社対象会社を子会社として持するものであつて、他の金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社でないものに限り。)は、当該金融商品取引所の属する金融商品取引所グループの経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 金融商品取引所グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
- 二 金融商品取引所グループに属する会社(金融商品会員制法人を含む。)相互の利益が相反する場合における必要な調整
- 三 金融商品取引所グループの業務の執行が法

令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、金融商品取引所グループの業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第六十六条の十二第二項第三号中「若しくは第六十六条の四十二第二項」を「第六十六条の四十二第一項若しくは第六十六条の六十三第一項」に改める。

第六十六条の二十三の見出しを「業務の範囲等」に改め、同条第二項中「子会社」を「その子会社」に、「を損なうことのないよう、その子会社の適切な経営管理」を「の確保」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「子会社である株式会社金融商品取引所及び第六十六条の十二第一項第一号イからニまでに掲げる会社の経営管理を行うことと並びに」を「当該金融商品取引所持株会社の属する金融商品取引所持株会社グループの経営管理(当該金融商品取引所持株会社及びその子会社に係るものに限り。)及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

金融商品取引所持株会社(他の金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社でないものに限り。)は、当該金融商品取引所持株会社の属する金融商品取引所持株会社グループの経営管理を行わなければならない。

第六十六条の二十三に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 金融商品取引所持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
- 二 金融商品取引所持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整
- 三 金融商品取引所持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために

必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、金融商品取引所持株会社グループの業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第六百六条の二十四に次の三項を加える。

3 第一項の規定は、金融商品取引所持株会社が、現に子会社対象会社(取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社並びに同項ただし書に規定する会社をいう。以下この条において同じ。)以外の外国会社を子会社として子会社対象会社(外国会社に限る。以下この項及び第五項において「子会社対象外国会社」という。)又は特例対象持株会社(子会社対象外国会社を子会社として子会社対象持株会社と同一のものをいう。第五項において同じ。)を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該金融商品取引所持株会社は、当該子会社対象会社以外の外国会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

4 金融商品取引所持株会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社を引き続き子会社とすることについて内閣府令の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

5 内閣府令は、金融商品取引所持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該金融商品取引所持株会社が、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社又は当該外国会社を子会社としている子会社対

象外国会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該金融商品取引所持株会社が子会社とした子会社対象外国会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該金融商品取引所持株会社がその子会社となつた子会社対象会社以外の外国会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

第九百九条中「第六百六条の二十三第二項」を「第六百六条の二十三第三項」に、「準用する」を、「それぞれ準用する」に改める。

第九百四十七条第一項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の下に「(昭和二十二年法律第五十四号)」を加える。

第九百五十五条の三第二項第三号中「若しくは第六百六条の四十二第一項」を「第六百六条の四十二第一項に改め、第六百六条の二十七の登録を取り消されの下に」、若しくは第六百六条の六十三第一項若しくは第三項若しくは第六百六条の六十四の規定により第六百六条の五十の登録を取り消され」を加え、「若しくは第六百六条の二十七」を「第六百六条の二十七若しくは第六百六条の五十」に改める。

第九百五十六条の四第二項第三号、第九百五十六条の四第二項第三号及び第九百五十六条の四十二第二項第三号中「若しくは第六百六条の四十二第一項」を「第六百六条の四十二第一項若しくは第六百六条の六十三第一項」に改める。

第九百五十六条の四十二第二項中「若しくは第六百六条の四十二第一項」を「第六百六条の四十二第一項に改め、第六百六条の二十七の登録を取り消されの下に」、若しくは第六百六条の六十三第一項若しくは第六百六条の六十四の規定に

より第六百六条の五十の登録を取り消され」を加える。

第九百六十七条第四項中「第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。)(を」を「第二十七条の十四第一項」に改める。

第九百八十八条中「信用格付業者」の下に、「高速取引行為者」を加える。

第九百九十条第一項中「第二十七条の三十五第一項」の下に、「第二十七条の三十七第一項」を、「第六百六条の四十五第一項」の下に、「第六百六条の六十七」を加える。

第九百九十四条の五第二項中「金融商品仲介業者」の下に、「高速取引行為者」を加える。

第九百九十四条の七第二項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 第六百六条の六十七の規定による権限(第二條第四十一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限るものに限る。)

第九百九十四条の七第三項中「第二十七条の三十五」の下に、「第二十七条の三十七」を、「第六百六条の四十五第一項」の下に、「第六百六条の六十七」を加える。

第九百九十八条第一号中「若しくは第六百六条の二十七」を、「第六百六条の二十七若しくは第六百六条の五十」に改め、同条第三号の二の次に次の二号を加える。

三の三 第六百六条の五十の規定に違反して内閣府令の承認を受けた高速取引行為を行つた者

他人に高速取引行為を行わせた者

第九百九十八条第五号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

第九百九十八条の五中「信用格付業者」及び「金融商品取引業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者」の下に、「高速取引行為者」を加え、同条第二号中「又は第六百六条の四十二第一項」を、「第六

百六条の四十二第一項又は第六百六条の六十三第一項」に改める。

第九百九十八条の六第一号中「第六百六条の二十八」の下に、「第六百六条の五十一」を加え、同条第三号中「第六百六条の三十七」の下に、「第六百六条の五十八」を加え、同条第四号中「第六百六条の三十八」の下に、「第六百六条の五十九」を加え、同条第八号中「又は第六百六条の四十第一項若しくは第四項」を、「第六百六条の四十第一項若しくは第四項又は第六百六条の六十一第一項」に改め、同条第十号及び第十一号中「第六百六条の四十五第一項」の下に、「第六百六条の六十七」を加える。

第二百九条第十五号中「第三十九条第五項」を「第三十九条第七項」に改める。

第二百五条第五号及び第六号中「第二十七條の三十五第一項」の下に、「第二十七條の三十七第一項」を加え、同条第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 第二十七條の三十八第二項の規定による命令に違反した者

第二百五条の二の三第一号中「第六百六条の三十一第一項若しくは第三項」の下に、「第六百六条の五十四第一項若しくは第三項、第六百六条の六十」を加え、「若しくは第六百五十六條の八十八」を「又は第六百五十六條の八十八」に改め、同条第十二号中「若しくは」を「又は」に改める。

第二百八条中「若しくは金融商品仲介業者」を「金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者」に、「若しくは外国法人である特例業務届出者」を「外国法人である特例業務届出者若しくは外国法人である高速取引行為者」に改め、同条第五号中「第六百六条の四十一」の下に、「第六百六条の六十二」を加え、同条第十六号中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に高速取引行為(この法律による改正後の金融商品取引法以下「新法」という。)第二十四条一項に規定する高速取引行為をいう。以下この条及び次条において同じ。を行つて金融商品取引業者(新法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。、次項に規定する金融商品取引業者を除く。以下この項において同じ。)、登録金融機関(同条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。又は取引所取引許可業者(新法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下この項及び第三項において同じ。))については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新法第二十九条の二第二項第七号(口を除く。)、第三十三条の三第一項第六号又は第六十条の二第二項第四号に掲げる事項について変更があつたものとみなして、それぞれ新法第三十一条第一項、第三十三条の六第一項又は第六十条の五第一項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、これらの規定による届出をしないでも、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

2 この法律の施行の際現に高速取引行為を行つて金融商品取引業者(新法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、新法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業及び同条第四項に規定する投資運用業を行つていない場合において、同条第二項に規定する第二種金融商品取引業として高速取引行為を行つていない者)をいう。以下この項において同じ。については、施行日において新法第二十九条の二第一項第七号に掲げる事項について変更をし

ようとするものとみなして、新法第三十一条第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間(当該金融商品取引業者が当該期間内に当該事項について同項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間)は、当該事項について同項の変更登録を受けないでも、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

3 前二項の規定により高速取引行為を行う金融商品取引業者等(新法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。又は取引所取引許可業者についての新法第三十八条第八号(新法第六十条の十三において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。))の規定の適用については、同号中「政令で定める者」とあるのは、「政令で定める者及び金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第二条第一項又は第二項の規定により高速取引行為を行う者」とする。

第三条 この法律の施行の際現に高速取引行為を行つて金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者(金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者を除く。))は、施行日から起算して六月を経過する日までの間(その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合には、当該登録又はその拒否の処分までの間)は、同条の登録を受けないでも、引き続き、高速取引行為を行うことができる。

2 前項の規定により高速取引行為を行う者についての新法第三十八条第八号の規定の適用については、その者は、同号に規定する高速取引行為者とみなす。

第四条 新法第六十六条の五十九の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書について適用する。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法

律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第三十九条」の下に「(第四項及び第六項を除く。)」を加える。

第二条の二中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「及び第五項」を「、第四項、第六項及び第七項」に、「補てん」を「補填」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(農業協同組合法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「及び第五項並びに」を「、第四項、第六項及び第七項並びに」に改める。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一号の五、第十一号の二十七及び第九十二号の五

二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第百二十二号)第十二号の三第二項

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一号の九、第十五号の七及び第二百一十一号の五

四 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九号の七の五第二項

五 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九号の三、第五十九号の七及び第九十五号の五

六 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九号

(協同組合による金融事業に関する法律等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「及び第五項(損失補てん等)」を「、第四項、第六項及び第七項(損失補填等)」に改める。

一 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六号の五の二

二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九号の二

三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十七号の二

四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四号の二

五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の四、第五十二号の二の五及び第五十二条の四十五の二

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第八条 銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第二十四条において「平成二十九年銀行法等改正法」という。の施行の日が施行日前である場合には、前条第一号中「第六号の五の二」とあるのは、「第六号の五の十一」とする。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第九条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第百九十七号中「第七号」の下に「及び第八号」を加え、「第五項」を「第七項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第二百二十三号の三第五項及び第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二百四十五号第四号中「第三十九号第五項」を「第三十九号第七項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号(中業務)の下に「又は金融商品取引所グループ若しくは金融商品取引所持株会社グループに属する二以上の会社(金融商品会員制法人を含む。)に共通する業務」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第六十六号の四十第一

項の届出」の下に、「同法第六十六条の五十の登録、同法第六十六条の五十四第一項若しくは第六十六条の六十一第一項の届出」を加える。

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第十二条 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第八号イ中「同条第八項に規定する」の下に「金融商品取引業に係る」を、

「同条第十一項に規定する」の下に「金融商品仲介業に係る」を加え、「第三十三条の五第一項第三号に規定する」を「第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る」に、「第七十九条の七第一項に規定する」を「第七十九条の七第一項各号に掲げる業務に係る」に、「又は第五百五十六条の二十七第一項に規定する」を「に規定する業務又は同法第五百五十六条の二十七第一項各号に掲げる業務に係る」に改める。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第十三条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中「及び第五項」を、「第四項、第六項及び第七項」に、「次項」を「第五項」に改める。

第五十条第二項、第五十八条第五項及び第六項並びに第六十条中「及び第五項」を、「第四項、第六項及び第七項」に改める。

(不動産特定共同事業法の一部改正に伴う調整規定)

第十四条 施行日が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日前である場合には、前条中「第五十条第二項、第五十八条第五項及び第六項並びに第六十条」とあるのは、「第四十条の二第五項」とする。

2 前項の場合において、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律のうち、不動産特定共同事業法第四十条の二第五項の次に一項を加える改正規定、同法第四章の二を第六章とし、同章

の次に一章を加える改正規定(第六十条に係る部分に限る。)及び同法第四章の次に一章を加える改正規定(第五十条第二項に係る部分に限る。)中「及び第五項」とあるのは、「第四項、第六項及び第七項」とする。

(保険業法の一部改正)

第十五条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の二中「及び第七号」を、「第七号及び第八号」に、「及び第五項(損失補てん等)」を「第四項、第六項及び第七項(損失補てん等)」に、「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第十六条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二百九条第一項中「第七号」の下に「及び第八号」を加え、「損失補てん等」を「第四項及び第六項を除く。(損失補てん等)」に改める。

第二百九十七条第二号中「第三十九条第五項」を「第三十九条第七項」に改める。

(信託業法の一部改正)

第十七条 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「及び第七号」を、「第七号及び第八号」に、「及び第五項(損失補てん等)」を「第四項、第六項及び第七項(損失補てん等)」に、「の補てん」を「の補填」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十三条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号又は第十号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号又は第十一号」に改める。

附則第百五十五条第一項及び第百七十四条第

一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号」に改める。

附則第二百十二条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号(新金融商品取引法)」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号(同法)」に、「新金融商品取引法第五十二条第一項(新金融商品取引法)」を「同法第五十二条第一項(同法)」に改める。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号又は第十号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号又は第十一号」に改める。

第五十二条第一項、第五十九条第一項、第七十九条第一項及び第百五十七条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第二十条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「第三十三条の五第一項第三号」を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第二十一条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び第二号並びに第三十八条の二」を、「第二号、第七号」に、「第三十八条の二」を「第三十八条第七号」に改める。

(株式会社国際協力銀行法の一部改正)

第二十二條 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「場合」の下に「(次項に規定する場合を除く。)」を加え、同条第四項中「第三十八條(第一号に係る部分に限る。)」及び「第三十九條」を「第三章第一節第五款、第三十六條第一項、第三十七條第一項第二号を除く。」、第三十七條の三(第一項第二号を除く。)、第三十七條の四、第三十八條(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)、第三十九條(第四項及び第六項を除く。)、第四十條、第四十條の三、第四十條の三の二、第四十二條、第四十二條の二、第四十二條の四、第四十二條の七及び第四十五條」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十三条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「コ」を「エ」に改め、同項第三号中「コ」を「エ」とし、ヨからフまでを「タ」から「カ」の次に加える。

ヨ 高速取引行為者(金融商品取引法第二條第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。)

第四条第一項第十六号中「第二章の五」を「第二章の六」に改める。

(金融庁設置法の一部改正に伴う調整規定)

第二十四条 平成二十九年銀行法等改正法の施行の日が施行日前である場合には、前条のうち、金融庁設置法第四條第一項の改正規定中「コ」を「エ」とあるのは「テ」を「ア」と、「コ」を「エ」とし、ヨからフまでを「タ」から「カ」までとし、レからエまでを「ソ」から「タ」までとし、タと、同項第三号カの次に次のように加える改正規定中「ヨ」とあるのは「レ」とする。

2 前項の場合において、平成二十九年銀行法等改正法附則第十九條のうち金融庁設置法第四條

第一項の改正規定中「エ」を「ア」とあるのは「コ」を「テ」と、「エ」を「ア」とし、ホからコまでを「ホからエまで」とあるのは「コを「テ」とし、ホから「フまでを「ホからエまで」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応するため、株式等の高速取引に関する法制の整備、金融商品取引所グループ内の共通・重複業務の集約の容易化、上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年五月二日印刷

平成二十九年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U